

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	248 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	204 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	109 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	71 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、申立期間①については、母が姉二人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。また、申立期間②については、厚生年金保険加入期間中であつたが、母が国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、この納付した保険料を還付された記憶は無いにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間①の保険料が未納とされていること、申立期間②の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年6月ごろに払い出されているとともに、申立人が所持する領収証書によると、当該期間直後の46年4月から同年9月までの保険料を同年9月16日に納付していることが確認でき、いずれもその時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、当該期間は7か月と短期間であり、姉二人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親及び二人の姉は、当該期間の保険料は納付済みであるとともに、姉二人は、いずれも手帳記号番号払出時期から保険料を過年度納付していることが認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間②については、申立人の所持する領収証書により、当該期間の保険料を納付していたことは確認できるものの、申立人は、当該期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の保険料

が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の還付リストには、還付対象期間、還付金額、還付決定日について明確に記録されており、この記録内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年10月まで

私は、平成4年1月に勤務していた会社を退職した後、役所から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金の加入手続を行い、同年1月から同年3月までの保険料を金融機関で納付した。申立期間については、平成7年1月に勤務していた会社を退職後に、保険料の納付書が届き、金融機関で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が当時居住していた区の国民年金課作成の資料によると、当時、区において、保険料の納付勧奨を積極的、かつ、きめ細かく行っていたことが確認できるとともに、申立人は、当時勤務していた会社を退職する際に加入していた健康保険組合から発行してもらった資格喪失証明書を持参して、区役所で国民健康保険の手続を行ったことは明確に記憶していると説明していること及び国民健康保険と国民年金の窓口は、区役所内に隣接して所在していたことが確認できることなどから、申立人は、当時、国民年金に係る手続も同時に行ったものと推認でき、申立人に申立期間の保険料の納付書が届いていたものと認められる。

さらに、申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入した経緯、加入状況、加入当時の保険料の納付に至った状況及び申立期間当時の保険料の納付場所、納付金額等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年1月までの期間及び48年4月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年1月まで
② 昭和48年4月から51年9月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については、結婚後に、義母が国民年金の加入手続をしてくれたので、自宅に来た集金人に納付していた。また、申立期間②については、他県の市へ転居する前に、当時居住していた市で国民年金の加入手続を行い、転居先の市で、昭和47年度の保険料を納付書で一括納付し、その後も納付書で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、昭和56年4月以降は付加保険料を含めて納付し、昭和63年4月以降は、基本的に保険料を前納している。

また、申立期間①については6か月と短期間であり、申立人が説明する保険料の納付方法、納付金額等は、当時の国民年金制度の納付方法等と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、当該期間前後の保険料は納付済みであり、申立人が所持する国民年金手帳によると、転居先の市において、当該期間直前の昭和47年度の保険料を納付書により現年度納付したことを示す市独自の検認印が押印されていることが確認できることから、申立人は、転居した際に国民年金に関する諸手続を適切に行っており、申立人に当該申立期間の保険料の納付書が送付されていたと考えられることから、当該申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったと認められるなど、申立内容に不自然さは見ら

れない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

私は、勤務していた会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、そのころ、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。私が国民年金に加入してからは、私が夫婦二人の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は47年11月ごろに払い出されており、また、申立人が所持する、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料の領収証書によると、申立人の手帳記号番号が払い出された後の48年1月から同年3月までの保険料について、同年1月に納付していることが確認でき、その時点で、当該申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和43年4月から45年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した期間、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、義母から勧められ、区役所出張所で、国民年金の加入手続きを行い、義母と一緒に金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間前後の保険料は、現年度納付で納付済みであることが確認できることなどを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入に至った経緯、加入場所及び保険料の納付場所、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び同年3月、43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月及び同年3月
② 昭和43年4月から44年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、兄及び次姉の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。
- 2 申立期間①は2か月と短期間であり、当該期間直後の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年2月ごろに払い出されており、加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考え難い。さらに、申立人の父親が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の兄及び次姉の国民年金手帳の記号番号は42年4月ごろに兄妹連番で払い出され、同月からの保険料を納付していることが確認できることを踏まえ、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。
- 3 申立期間②は12か月と比較的短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みである。また、申立人の父親が保険料と一緒に納付していたとする兄及び次姉は、当該期間の保険料は納付済みであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 4 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、昭和42年2月及び同年3月、43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から62年3月まで

私は、母から勧められて、昭和47年4月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、付加保険料の納付も申し込んだ。加入して以降、私が、付加保険料を含めた夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する夫婦の昭和47年4月1日発行の国民年金手帳によると、夫婦共に、同月20日に付加保険料の納付申出をしていることが確認できるとともに、申立人は、国民年金加入以降、60歳に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料もおおむね納付している。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間のうち59年1月から同年12月及び60年4月から61年3月までの保険料は、付加保険料を含めて納付済みであることが確認できるとともに、申立人が所持する夫婦の領収証書によると、夫婦同一日に付加保険料を含めて納付していることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて、夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況等に特段の変化は認められないことなどを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年3月まで

父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。当時同居していた父母、私と一緒に父の仕事を手伝っていた次兄及び二人の姉は、申立期間の保険料が納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年7月から45年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された45年8月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、申立人の保険料を納付していたとする父親及び母親は、申立期間を含め保険料をすべて納付済みであること、当時申立人と同居し、一緒に父親の仕事を手伝っていて父親が保険料を納付していたとする次兄の申立期間の保険料及び次姉の申立期間のうち婚姻するまでの期間の保険料は納付済みであること、また、次姉の手帳記号番号は38年12月に払い出され、資格取得した37年9月までさかのぼって保険料が過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年1月から43年6月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から聴取することができないため当時の状況が不明確であり、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点は第1回特例納付実施期間中であるが、申立人は特例納付を

しなくても、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たすことができること、当該特例納付実施期間中に手帳記号番号が払い出されている弟の保険料はさかのぼって納付されていないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5606

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで
母又は3番目の姉が私の国民年金の加入手続をし、学生の期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳に押されている検認印から、申立期間直後の昭和40年度の保険料は昭和41年3月31日に現年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとする3番目の姉は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から47年3月まで

私の国民年金保険料は、父が家族全員の保険料と一緒に町内の班長に納めていたのので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年10月から47年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が40年3月に払い出されており、当該払出簿には、申立人が実家の所在する町に転居したことが43年11月に確認された旨の記載があること、申立人の保険料を納付していたとする父親及び母親は、国民年金制度発足当初から当該期間を含め、60歳に達するまで保険料をすべて納付していること、申立人の父親が保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間のうち、結婚後の期間の自身の保険料が納付済みであること、当該期間当時から申立人の実家の近隣に居住していた主婦は、当時、当該地区では、町内の代表者が各戸から被保険者に該当する人数分の保険料を集金していたことを具体的に証言していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年1月から43年9月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、実家に転居する前に居住していた市で保険料を納付した記憶はないと説明している上、父親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで

私は、会社を退職後、社会保険事務所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたことを記憶している。納付すべき国民年金保険料を未納のままにすることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続が行われた50年5月時点において、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間直後の49年4月から50年3月までの期間の保険料はさかのぼって納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が加入手続を行った50年5月の時点では、特例納付による場合を除き、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該期間の保険料を特例納付したことについての記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月及び2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月及び2年1月

私は、平成元年12月に会社を退職後、区役所へ行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。1、2か月後に納付書が送られてきて国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、20歳の学生であった昭和61年5月に国民年金に任意加入し、62年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付している。また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成20年4月に喪失した際に、同月の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び翌月の国民年金から厚生年金保険への切替手続を適切に行っており、国民年金の加入期間は1か月であったものの、当該期間の保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5616

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、国民年金保険料を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、事業に失敗したので私の妻が昭和55年ごろに申立期間を含め3年間について免除申請の手続をした。申立期間が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の免除申請の手続を行った申立人の妻は、免除申請の手続を行った時期、場所及び申請免除の期間等の記憶が具体的であり、申立人の娘も免除申請の手続を行った時期に関して申立人の妻と同様の証言をしている上、申立期間当時の申請免除の制度と合致している。また、免除申請の手続を行ったとする昭和55年3月ごろ申立人は、事業に失敗し収入がほとんど無く、生活が困窮していたことが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間、62年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和62年8月及び同年9月

私の申立期間①の国民年金保険料は、妻が昭和60年頃、テレビで国民年金の番組を見て将来が不安になり、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際納付することが可能な限りの保険料をさかのぼって納付した。申立期間②の保険料は、妻が毎月夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年1月時点では、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の直前の期間の保険料は過年度納付され、直後の期間の保険料も納付済みである。また、国民年金の加入手続の契機、時期、さかのぼって納付した期間等の保険料を納付したとする申立人の妻の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料の一部が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、2か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金保険料は、昭和 60 年頃、テレビで国民年金の番組を見て将来が不安になり、区役所で夫と二人分の国民年金の加入手続を行い、その際納付することが可能な限りの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 1 月時点では、申立期間は過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の前後の期間は過年度納付されている。さらに、国民年金の加入手続の契機、時期、さかのぼって納付した期間等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和49年6月頃、勤めていた寿司店に來た市役所の職員に、国民年金に加入するよう勧められて、市役所へ行き加入手続を行った。その際、職員から保険料を2年間さかのぼって納付できると言われたので、納付することが可能な限りの保険料をさかのぼって近くの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、過年度納付が可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間の保険料をさかのぼって納付したこと、納付した期間、納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5620

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続後は、送付されてきた納付書で、国民年金保険料を必ず納付してきた。

申立期間の保険料も転居後に金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、国民年金の種別変更の手続は適切になされている上、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立人の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5621

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金への加入手続きを行い、その時に母が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年6月時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。さらに、申立人及び申立人の保険料を納付したとする母親の、保険料をさかのぼって納付した契機やその時期、納付した期間、納付場所及び納付方法などの記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致していることや、申立期間当時同居していた母親も申立期間の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から60年6月まで
② 昭和60年10月

私は、雇用主に勧められ、国民年金に加入し、納付書により国民年金保険料を区役所や郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は1か月と短期間である。また、当該期間の前後の保険料を過年度納付した昭和62年10月及び同年12月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局は、当時保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧である上、当該期間直後の保険料を過年度納付した昭和62年10月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。また、当該期間中の59年5月に作成された申立人の年度別納付状況リストには、不在処理されたと記録されており、当時申立人に対して納付書は送達されていなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成12年4月まで

私の妻は、申立期間の大部分の期間は、納付書が届いてもすぐに納付することができず、督促を受けて1年分とか、2年分とかの国民年金保険料をまとめて納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの期間については、申立人が所持する平成2年分の確定申告書に記載されている国民年金保険料の支払額は当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年12月までの期間及び3年1月から12年4月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は保険料の納付額の記憶が曖昧である上、当該期間の大部分の保険料を過年度納付したとする区役所は、当時過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を市の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間及び申立期間②については、申立人は、当該期間の間の38年4月から39年12月までの国民年金保険料を3か月毎に現年度納付している上、当該期間直後の保険料を納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が当該期間当初の37年9月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。さらに、申立人の被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳が同月に発行されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、市の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と相違している上、申立人は、過年度納付した記憶もないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 平成元年5月
④ 平成元年8月
⑤ 平成2年3月及び同年4月
⑥ 平成2年8月
⑦ 平成2年10月

私達夫婦は、A局長だった妻の父から国民年金保険料は必ず納付するようにと厳しく言われ、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。信用金庫の職員に保険料を納付していた後は、口座振替で納付していたはずである。昭和57年から平成の初めまでは景気も良く、保険料の納付には何の問題もなかったため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和36年4月の国民年金発足以降、当該期間の直前までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、信用金庫職員に納付書と現金を渡して納付を依頼していたことを具体的に記憶していること、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることなど、これらの期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の普通預金元帳により、残高不足のために保険料が引き落とされて

いなかったことが確認できる上、申立人は口座振替不能の通知を受けて納付書で保険料を納付した記憶はないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 平成元年5月
④ 平成元年8月
⑤ 平成元年10月
⑥ 平成2年3月及び同年4月
⑦ 平成2年8月
⑧ 平成2年10月
⑨ 平成3年1月
⑩ 平成4年2月

私達夫婦は、A局長だった父から国民年金保険料は必ず納付するようにと厳しく言われ、夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。信用金庫の職員に保険料を納付していた後は、口座振替で納付していたはずである。昭和57年から平成の初めまでは景気も良く、保険料の納付には何の問題もなかったため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳となった昭和38年*月以降、当該期間の直前までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の夫は、信用金庫職員に納付書と現金を渡して納付を依頼していたことを具体的に記憶していること、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることなど、これらの期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫の普通預金元帳により、残高不足のために保険料が引き落とされていなかったことが確認できる上、申立人の夫は口座振替不能の通知を受けて納付書で保険料を納付した記憶はないと説明しているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、申立期間①については、昭和52年5月に転入した区では国民年金の住所変更手続及び国民年金保険料の納付をしなかったため、53年2月に他の区に転居した際に住所変更手続をするとともに、当該期間の保険料を付加保険料を含めて納付した。

申立期間②については、当該期間途中の昭和54年11月に再転居しているが、転居前後のいずれの区においても、区職員の集金により付加保険料も含めて保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は11か月及び12か月とそれぞれ短期間である上、前後の期間の保険料は付加保険料を含めて納付している。また、申立期間①については、昭和53年2月に転居した際に未納となっていた当該期間の保険料をまとめて納付したとする金額は、当該期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致すること、申立期間②については、当該期間中の54年8月に53年7月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが、申立人の特殊台帳から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金と厚生年金保険は違うので、国民年金保険料を納付すると、それだけ年金が多く受給できると思っていた。申立期間とその直前の半年分の保険料については、昭和61年12月に11万円を引き出し、納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、昭和36年4月から59年9月までの保険料はおおむね納期限内に納付している。また、申立人が所持する預金通帳では、61年12月23日に11万円が引き出されていることが確認でき、当該引出額は申立期間直前の半年分及び申立期間の保険料の合計額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年11月までの国民年金定額保険料及び49年12月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年9月まで
② 昭和49年12月

私は、昭和49年に国民年金に加入し、納付済み期間が25年になるように数万円の国民年金保険料をさかのぼって区役所で納付した。また、加入してからは、付加保険料を併せて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月から40年11月までの期間については、申立人は、国民年金に加入以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年10月は第2回特例納付実施期間である上、加入時点では当該期間は強制加入期間として管理されていたことが手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳から確認できる。また、申立人は、加入手続時に区役所職員から年金受給資格期間を満たすために、さかのぼって保険料を納めるよう促されたこと、1か月でも納付しないと受給資格を得られないと言われ、特例納付後の期間の保険料については、口座振替の手続をしたことを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和49年10月分の付加保険料を納付していることから、同年同月に付加保険料納付の申出を行ったと考えられる上、その後は当該期間を除き付加保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和40年12月から49年9月までの期間に

については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって一括納付した保険料は、受給資格期間を満たすために納付したと説明しているなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料及び49年12月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から同年12月まで

私は、国民年金に加入後、昭和38年ごろからは病気で国民年金保険料を納付することができなくなったが、37年までは区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前の期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間は11か月と短期間である。また、申立人は、区の集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立期間の大半は当時の当該区における保険料徴収方法と合致すること、さらに、申立期間直後の保険料を納付することができなくなった時期について、申立人は、姉夫婦の店で同居していて、姉の子が1歳の寒い季節に体調を崩し、病気療養をすることになったため、保険料を納付することができなくなったと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで
② 昭和48年11月
③ 昭和56年6月

私が20歳になった時、母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、自分自身で途切れなく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は当該期間当時、母親から申立人の国民年金保険料を納付していると言われたことを具体的に記憶しており、申立人及び申立人の兄の保険料を納付していたとする母親は、当該期間を含め国民年金制度発足当初から保険料をすべて納付済みである上、当時同居していた兄も、制度発足当初から保険料をすべて納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年8月時点では、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②は、平成13年4月に資格取得日が昭和48年12月1日から同年11月30日に記録訂正されたことにより、また、申立期間③は、平成13年4月に資格取得日が昭和56年7月1日から同年6月30日に記録訂正されたことにより、それぞれ未加入期間から未納期間に訂正された期間であり、当該記録訂正時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで
② 昭和49年1月から52年3月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで

私は、結婚後の昭和42年に夫と一緒に国民年金への加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間は、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。申立期間③については、3か月と短期間であり、一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みとなっている上、当該期間前後の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は当時の保険料の納付方法である印紙検認についての記憶が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間②については、手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間の一部は時効により過年度納付できない期間である。さらに、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間、37年12月から38年3月までの期間、平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和47年1月から同年12月まで
④ 平成9年1月及び同年2月

私の国民年金保険料は、母親が加入手続をして、同居の兄姉、結婚後は元妻の分も一緒に集金人や金融機関に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、申立人は、母親が申立人及び同居の兄姉の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしており、申立人の昭和36年2月に1度目に払い出された国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている兄姉は当該期間の保険料は納付済みとなっている。申立期間②については、昭和37年度は元妻の納付時期が特定できないものの、8か月の納付記録があり、昭和37年8月に元妻の手帳記号番号が払い出されていることを考えると元妻が加入時の37年8月から保険料を納付していたと推認でき、申立人の2度目の手帳記号番号は元妻と連番で払い出されていることから元妻の分と一緒に申立人の当該期間の保険料も母親が納付していたと推認できる。申立期間④については、申立人は当該期間に母親が保険料を金融機関に納付しに行っていたことを記憶している上、当該期間は2か月と短期間であり、前後の期間の保険料は現年度納付で納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、一緒に保険料を納付してもらっていたとする元妻の保険料も未納となっているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間、37年12月から38年3月までの期間、平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年6月まで

私は、昭和41年7月に納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付し、領収書も所持している。申立期間が未加入で保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人は、国民年金に任意で再加入した41年7月に申立期間を含む39年4月から42年3月までの保険料を納付しており、その際の領収証書を所持している上、領収証書に記載されている金額は当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁は、申立期間は保険料を納付できない期間の納付であるとして、納付済み保険料を、申立人が国民年金に再加入した昭和41年7月から42年6月までを前納で納付したこととし、残りの金額を42年7月から43年3月までに充当し、残額を還付したとしているが、「還付整理簿」及び「還付・充当・死亡一時金等リスト」に申立人に係る記録が無い上、前納及び充当処理を行ったはずの42年4月から43年3月までの保険料が印紙検認により收受されていることが、申立人の所持している国民年金手帳により確認できるなど、申立人に係る当時の年金記録が適切に管理されていなかったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が、私の分と一緒に納付したはずであり、申立期間のうち申立期間①及び②の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は現年度納付で納付済みとなっていることが申立人に係る特殊台帳から確認することができる。

また、申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人の保険料を納付していたとする妻も、申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5645

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私達夫婦は、昭和54年及び55年に、市役所の勧奨により、未納だった国民年金保険料をすべてさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したとする昭和54年及び55年は第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人は特例納付の案内が市役所から送られてきたことなど特例納付を行った状況を明確に記憶している上、さかのぼって納付したとする保険料額は申立人夫婦が国民年金に加入する前の未納の保険料をすべて特例納付した金額及び加入時に過年度納付で納付した金額の合計とおおむね一致している。また、申立人は国民年金に加入以降の保険料をすべて納付している上、特例納付をしたとする時期は経営していた店舗の経営状況も良好であったとしており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私達夫婦は、昭和54年及び55年に、市役所の勧奨により、未納だった国民年金保険料をすべてさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したとする昭和54年及び55年は第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人は特例納付の案内が市役所から送られてきたことなど特例納付を行った状況を明確に記憶している上、さかのぼって納付したとする保険料額は申立人夫婦が国民年金に加入する前の未納の保険料をすべて特例納付した金額及び加入時に過年度納付で納付した金額の合計とおおむね一致している。また、申立人は国民年金に加入以降の保険料をすべて納付している上、特例納付をしたとする時期は経営していた店舗の経営状況も良好であったとしており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和47年ごろに未納の国民年金保険料を特例納付により一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が特例納付したとする47年ごろは第1回特例納付が実施されていた時期である上、申立人に係る年度別納付リストには、時期は不明であるものの、申立人が第1回特例納付により保険料を納付したことが記録されている。さらに、社会保険庁の記録では申立人の国民年金加入後の未納期間は申立期間のみであるとともに、申立人に係る特殊台帳によると納付済みとされている期間の保険料は、すべて現年度納付で納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人は第1回特例納付で申立期間の保険料を納付していたと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、申立人の57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年9月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

私は、昭和51年4月から居住していた区で、それまで納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、57年ごろには、付加保険料を含めて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、申立期間はそれぞれ9か月、6か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人が区に転入した時点では、過年度納付が可能な期間であるとともに、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度保険料の納付方法に合致する上、納付したとする金融機関では、過年度保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料月額とおおむね一致している。

さらに、申立期間②については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法与合致しており、納付したとする金融機関では、保険料の収納を取り扱っている上、当該期間の前後の保険料は、付加保険料を含めて納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。また、57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から48年3月まで

私たち夫婦は、昭和49年2月に、区の職員に勧められて国民年金に加入し、それまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付等によりまとめて納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を納付したとする49年2月には第2回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。また、納付したとする金額は、申立期間及び納付済みとされている36年4月から48年3月までの申立人の夫の保険料を、第2回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額におおむね一致する。さらに、申立人の夫は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間の保険料が第2回特例納付等により納付済みとなっていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで

私が昭和42年9月に就職した会社は、国民年金の加入手続を行い、47年10月に同社を退職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き、昭和44年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の前後は納付済みとなっている。また、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が勤務していた会社が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人が勤務していた会社の当時の経営者は、加入手続の時期及び保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和44年6月に払い出されているなど、申立人が勤務していた会社が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5654

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和52年4月ごろ国民年金の加入手続をし、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の前後は納付済みである。また、申立期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5656

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月及び同年3月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和59年に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きを適切に行っている上、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は最初に就職した会社を退職した後の昭和57年1月に払い出されており、その当時の厚生年金保険から国民年金への切替の際には、遺漏なく国民年金保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月及び同年6月、56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月及び同年6月
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和46年に結婚後、国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月及び3か月といずれも短期間である。また、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、43年3月以降60歳到達時まで保険料をすべて納付している上、申立人の所持する領収書から、申立人及びその夫は、納付日の確認できる46年4月から52年3月までの期間の保険料をすべて同一日に納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5664

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私の妻は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間当時の手続は一緒に区役所に行き、年金額の計算等の相談をし、納付書が送付され、妻が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降、申立期間及び法定免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立期間直後の49年4月の納付記録は、平成21年5月に未加入期間から納付済みに訂正されているなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで
③ 昭和48年4月から52年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続をしてくれ、昭和52年に転居するまで母が国民年金保険料を納付してくれていたが、未納期間があることは聞いていたので、転居後の市役所で相談したところ、現在の保険料と未納期間の保険料を同時に納付するように指導され、2年以上の期間は毎月約2倍の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和51年1月から52年3月までの期間については、53年4月に、転居後の市において申立人に新たに国民年金手帳の記号番号が払い出されており(当該手帳記号番号は従前の手帳記号番号が確認されたため重複取消が行われている。)、その時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該市において未納期間の保険料を納付することの申出を行い、現在の保険料と未納期間の保険料を同時に納付していた期間は2年以上と説明しており、申立人の納付記録が確認できる当該期間直後の52年4月から53年3月までの保険料はさかのぼって納付したものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち昭和48年4月から50年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、転居後の市において申立人の手帳

記号番号が払い出された53年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人がさかのぼって納付していたと説明する期間は第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月）ではあったものの、納付したとする保険料額は特例納付した場合の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年8月までの期間及び55年2月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年10月まで
② 昭和54年4月から同年8月まで
③ 昭和55年2月から56年3月まで

申立期間①については、私の夫の親は、夫の国民年金の加入手続をし、婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、昭和52年からデザインの仕事をしていたが、53年ごろは生活が苦しく、厚生年金保険に加入するまでの期間は免除の申請をし、会社を退職した後も免除の申請をしたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、申立期間②直前の昭和53年10月から54年3月までの期間及び申立期間③直後の56年4月から62年3月までの期間は国民年金保険料の免除申請をしており、申立人の妻は、当該期間当時は、申立人の生活は苦しく、保険料を納付することができなかったため免除申請をしたと具体的に説明していること、また、前年度が申請免除期間であった場合、年度当初に納付書と一緒に免除申請の案内通知書が送付されていたと考えられ、申立人は、昭和53年度に免除申請を行っていることから、54年度及び55年度についても引き続き免除申請の案内通知書を受け取っていたと考えられることなど、申立人の妻の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が申立人の当該期間

の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年4月に払い出されており、国民年金手帳に、資格取得日は厚生年金保険の資格を喪失した51年11月と記載されており、当該期間は未加入期間であったことなど、当該期間の保険料を申立人の両親が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年8月までの期間及び55年2月から56年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成7年6月から8年2月までの標準報酬月額を24万円に、同年3月の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年4月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、自分はA社営業担当取締役であったが、同社に勤務した期間のうち、平成7年6月から8年3月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から8年2月までは24万円、同年3月は、9万8,000円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年4月24日と同日付けで、申立人のみの標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が7年6月から8年2月までの期間は24万円から9万2,000円に、8年3月は9万8,000円から9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿では取締役であったが、営業担当であるため社会保険事務の関係業務には従事しておらず、かつ、^{そきゅう}遡及訂正日には既に取締役を退任しており、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年6月から8年2月までは24万円に、同年3月は9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月15日から同年12月31日まで
社会保険事務所に厚生年金の加入状況について照会したところ、A社に営業部の社員として勤務していた期間のうち平成6年5月から同年11月までの標準報酬月額が、実際の給与より低い金額に訂正されていたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年5月から同年11月までは32万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年12月31日以降の8年7月5日付けで、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が6年5月から同年10月までは8万円、同年11月は9万2,000円にそれぞれ引き下げられていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり32万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年4月1日）及び資格取得日（41年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を40年4月から6月までは3万6,000円とし、同年7月から41年2月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和35年5月1日同社に入社し、47年5月28日まで、会社を辞めたことはなく、申立期間を含め継続して勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、40年4月1日に資格を喪失後、41年3月1日に同社において再度資格を取得しており、40年4月1日から41年3月1日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、事業主及び複数の同僚の照会回答及び証言により、申立人が昭和35年5月1日より47年5月28日まで申立期間を含めA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人について、申立期間における勤務形態や勤務内容に変化はなく、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは分からないとし、当時、A社では社会保険労務士に社会保険に係る処

理を依頼していたこともあり、社会保険事務所と健康保険組合に対し、社会保険庁に記録されているような届出を行っている理由は不明であると供述している。

さらに、申立期間当時の社会保険関係手続を依頼していたとする社会保険労務士については、現在は依頼契約関係が無く、所在も分からないため、この者から、当時の申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱状況について確認することができない。

加えて、申立人と同様、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員 225 人について、申立人と同様に加入記録により複数回勤務となっている者が 12 人いるが、このうち所在不明等から回答の無い 7 人を除く 5 人について、いったん退職し他社に勤務の後戻った者 4 人及び病気退職し再度入社した者 1 人と理由が明確であり、大部分の従業員に継続勤務の記録が認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、40年4月から6月まで3万6,000円とし、社会保険庁の事業所記録照会回答票(基本記録)の4月定期昇給の記録に伴う7月の月額変更により、同年7月から41年2月まで4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないとしており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和40年4月から41年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月7日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、平成19年度決算時に誤りに気づき、その後社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

なかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
3968	女		昭和44年生		48万 5,000 円
3969	女		昭和33年生		47万 8,000 円
3970	男		昭和50年生		4万 7,000 円
3971	男		昭和28年生		60万 5,000 円
3972	男		昭和25年生		81万 5,000 円
3973	男		昭和23年生		74万 1,000 円
3974	男		昭和32年生		105万 円
3975	男		昭和27年生		64万 円
3976	男		昭和45年生		58万 6,000 円
3977	男		昭和31年生		85万 5,000 円
3978	男		昭和45年生		49万 5,000 円
3979	男		昭和32年生		43万 6,000 円
3980	男		昭和41年生		49万 5,000 円
3981	女		昭和50年生		23万 8,000 円
3982	男		昭和43年生		47万 3,000 円
3983	女		昭和32年生		25万 3,000 円
3984	男		昭和41年生		49万 2,000 円
3985	男		昭和43年生		10万 円
3986	男		昭和25年生		10万 円
3987	男		昭和46年生		45万 7,000 円
3988	男		昭和22年生		27万 3,000 円
3989	男		昭和51年生		30万 5,000 円
3990	男		昭和27年生		12万 3,000 円
3991	男		昭和47年生		33万 6,000 円
3992	男		昭和55年生		28万 4,000 円
3993	男		昭和55年生		8万 1,000 円
3994	男		昭和29年生		45万 円
3995	男		昭和19年生		37万 6,000 円
3996	男		昭和39年生		59万 1,000 円
3997	男		昭和27年生		56万 4,000 円
3998	女		昭和30年生		41万 円
3999	男		昭和28年生		71万 8,000 円
4000	男		昭和27年生		35万 1,000 円
4001	男		昭和24年生		38万 1,000 円
4002	男		昭和33年生		19万 6,000 円
4003	男		昭和40年生		42万 6,000 円
4004	男		昭和41年生		40万 3,000 円
4005	女		昭和34年生		32万 3,000 円
4006	女		昭和29年生		22万 1,000 円
4007	女		昭和27年生		19万 5,000 円
4008	男		昭和38年生		24万 1,000 円
4009	男		昭和36年生		14万 9,000 円
4010	男		昭和26年生		13万 1,000 円
4011	男		昭和34年生		16万 9,000 円
4012	男		昭和47年生		14万 4,000 円
4013	男		昭和51年生		21万 8,000 円
4014	男		昭和41年生		21万 円
4015	男		昭和47年生		19万 4,000 円
4016	男		昭和36年生		22万 8,000 円
4017	男		昭和55年生		12万 5,000 円
4018	男		昭和47年生		8万 2,000 円
4019	男		昭和45年生		32万 6,000 円
4020	男		昭和49年生		31万 3,000 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料は納付されていない状況にある。

A社が誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された一時金（賞与）明細書及び事業主の供述により、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、申立期間について〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記一時金（賞与）明細

書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4021	男		昭和34年生		平成15年7月10日	128万 7,000円
					平成15年12月15日	9万 9,000円
					平成16年12月9日	150万円
					平成17年7月26日	118万 3,000円
					平成17年12月5日	150万円
4022	男		昭和45年生		平成15年7月10日	145万 6,000円
					平成15年12月15日	37万 5,000円
					平成16年12月9日	116万 6,000円
					平成17年7月26日	89万 2,000円
					平成17年12月5日	102万 7,000円
4023	男		昭和39年生		平成15年7月10日	146万 5,000円
					平成15年12月15日	9万 5,000円
					平成16年12月9日	132万 6,000円
					平成17年7月26日	97万 5,000円
					平成17年12月5日	130万 6,000円
4024	男		昭和37年生		平成15年7月10日	149万 9,000円
					平成15年12月15日	63万 2,000円
					平成16年12月9日	143万 5,000円
					平成17年7月26日	102万 1,000円
					平成17年12月5日	146万 1,000円
4025	男		昭和40年生		平成15年7月10日	109万 5,000円
					平成15年12月15日	91万 2,000円
					平成16年12月9日	129万 4,000円
					平成17年7月26日	97万 9,000円
					平成17年12月5日	144万円
4026	女		昭和25年生		平成15年7月10日	34万 1,000円
					平成15年12月15日	108万 5,000円
					平成16年12月9日	105万 5,000円
					平成17年7月11日	99万 1,000円
					平成17年12月5日	137万 7,000円
4027	女		昭和55年生		平成15年7月10日	13万 4,000円
					平成15年12月15日	64万 7,000円
					平成16年12月9日	63万 4,000円
					平成17年7月11日	69万 4,000円
					平成17年12月5日	75万 2,000円
4028	男		昭和53年生		平成16年12月9日	66万円
					平成17年7月11日	62万 6,000円
					平成17年12月5日	81万 2,000円
4029	女		昭和49年生		平成16年12月9日	70万 9,000円
					平成17年7月11日	67万 2,000円
					平成17年12月5日	86万 1,000円
4030	女		昭和52年生		平成16年12月9日	61万 8,000円
					平成17年7月11日	70万 3,000円
					平成17年12月5日	76万 8,000円
4031	女		昭和24年生		平成17年7月11日	54万 1,000円
					平成17年12月5日	64万円
4032	男		昭和52年生		平成17年12月5日	80万円
4033	男		昭和41年生		平成17年12月5日	40万円
4034	女		昭和48年生		平成17年12月5日	36万 8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月13日から25年2月1日までの期間及び27年6月29日から同年7月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日（昭和24年12月13日）に係る記録を昭和25年2月1日に訂正し、さらに同社同工場において再度被保険者資格を取得した後の資格喪失日（昭和27年6月29日）に係る記録を27年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月13日から25年2月1日まで
② 昭和27年6月29日から同年7月31日まで
③ 昭和27年8月15日から34年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。各申立期間、継続して勤務していたはずなので、それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社本社及び同社B工場の複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間においても同社B工場に継続して勤務し（昭和25年2月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社B工場及び親会社のC社の複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間においてもA社B工場に継続して勤務し（昭和27年7月31日に同社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主及び役員は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間③については、申立人は、申立人の記憶していた同僚に当該事業所における厚生年金保険の加入記録があることから申立期間③もA社B工場で勤務したとしている。

しかし、A社B工場で労務管理を担当していた者は、同工場は申立期間の昭和 27 年に労働争議があり、翌年の 28 年にはロックアウトが行われ、同工場が一時閉鎖されたと同時に申立人の所属部署は閉鎖されたとしている。また、約 200 人程度いた従業員は 50 人程度となり、そのうち男性従業員は 10 人から 15 人程度しか残らず、この中に申立人は含まれていなかったとしている。

また、複数の従業員及び申立人が記憶していた上記同僚以外の同僚は「申立人はロックアウトより前に既に同社を退職していた。」としているところ、申立人も同工場でのロックアウトを記憶していないことから、申立人の申立期間③における同社での勤務を認めることはできない。

さらに、申立人のC社における勤務を複数の従業員に照会したが、申立期間③に申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から4年6月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成3年1月から4年6月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から4年6月までの期間は44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年10月31日以降の同年12月15日に、申立人を含む9名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、平成3年1月から4年6月まで20万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、同社の従業員によれば申立人は、営業担当で社会保険事務担当ではなかった旨を供述していることから、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年1月から同年9月

までの期間は 41 万円、同年 10 月から 4 年 6 月までの期間は 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月30日から同年12月4日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社の関連会社であったA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にB社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び社会保険事務所におけるA社の被保険者名簿と申立期間前後に関連会社に転籍した同僚の被保険者記録から判断して、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和60年12月4日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和60年10月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかについては不明としているが、申立人の社会保険事務所の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和60年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年

11月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年2月16日まで

社会保険事務所に厚生年金の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年1月1日から5年2月16日までの標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から5年1月までの期間は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月16日以降の同年12月20日に、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について22万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月17日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社D事業所に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、B社が作成した在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年1月17日にA社C事業所からD事業所に異動し、同年4月1日に同社E事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によるとA社D事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、申立人から提出された給与明細書にはA社C事業所の事業所名が記載されていることから、申立人は、申立期間において、引き続き同社C事業所から給与の支払いを受けていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年12月1日の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和45年6月27日から同年8月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月20日から同年6月1日まで
② 昭和45年6月27日から同年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和45年3月ごろから同年8月末まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における資格喪失日が、当初、昭和45年8月28日と記載されていたものが、取消線で消された上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月27日と訂正された記録がある。

なお、上記の厚生年金保険被保険者名簿から申立人のほか22名の資格喪失日についても、昭和45年8月28日から同年6月27日に記録が訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る資格喪失処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日を事業主が社会保険事務所に当初届け出た45年8月28日に訂正することが必要と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和45年8月28日から同年8月31日までの期

間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、記録の訂正を認めることはできない。

申立期間①については、A社の元従業員等の供述により、申立人が申立期間に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人が申立期間当時にA社に在籍していたとする複数の同僚についても、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同日の45年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、これら以外の従業員についても、入社の後、相当期間（3か月から6か月程度）経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが調査結果から認められる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿においても確認できないことから、当時の事業主から、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年7月から同年11月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から同年12月26日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬より低い額に訂正されている。同社では取締役であったが、社会保険事務担当ではなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から同年11月までは47万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年3月6日に、22万円へと訂正されていることが確認でき、同社において、申立人を除く厚生年金保険被保険者43名全員の標準報酬月額の記録についても、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であることが同社の商業登記簿謄本から確認できるところ、複数の従業員は、申立人は顧客業務等の責任者として勤務しており、給与及び社会保険事務には関与していないと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、当時の経理事務担当者は、代表取締役が代表者印を管理しており、社会保険に関する決裁は代表取締役が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う

合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年7月から同年11月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4044	男		昭和41年生		平成15年4月30日	85万 4,000円
4045	男		昭和20年生		平成15年4月30日	100万円
4046	男		昭和30年生		平成15年4月30日	109万円
4047	男		昭和38年生		平成15年8月31日	95万 4,000円
4048	男		昭和18年生		平成15年9月9日	104万 5,000円
4049	男		昭和29年生		平成15年9月30日	25万円
4050	男		昭和20年生		平成15年9月30日	104万 5,000円
4051	男		昭和26年生		平成15年9月30日	104万 5,000円
4052	男		昭和23年生		平成15年9月30日	104万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を102万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成15年12月31日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、102万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4054	男		昭和26年生		平成16年2月29日	65万 8,000円
4055	男		昭和19年生		平成16年3月11日	90万 4,000円
4056	男		昭和19年生		平成16年1月16日	104万 1,000円
4057	男		昭和19年生		平成16年4月30日	103万 8,000円
4058	男		昭和28年生		平成16年4月30日	132万 1,000円
4059	男		昭和27年生		平成16年5月31日	129万 4,000円

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を138万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成16年6月30日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、138万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を89万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成16年6月30日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、89万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成16年6月30日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4063	男		昭和15年生		平成16年6月30日	72万 5,000円
4064	女		昭和19年生		平成16年7月31日	73万 7,000円
4065	女		昭和55年生		平成16年7月31日	25万 4,000円
4066	男		昭和38年生		平成16年9月30日	109万円

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成 16 年 12 月 31 日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、78万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
4068	男		昭和38年生		平成17年3月31日	144 万 円
4069	男		昭和20年生		平成17年7月31日	94 万 4,000 円
4070	男		昭和20年生		平成17年7月31日	70 万 6,000 円
4071	男		昭和37年生		平成17年7月31日	106 万 6,000 円
4072	男		昭和20年生		平成17年9月30日	54 万 6,000 円
4073	女		昭和20年生		平成17年8月30日	68 万 円
4074	男		昭和20年生		平成17年8月31日	85 万 9,000 円
4075	男		昭和20年生		平成17年10月31日	116 万 3,000 円
4076	男		昭和20年生		平成17年10月31日	120 万 7,000 円

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、108万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成17年12月31日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、108万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、99万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成17年12月31日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、99万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、116万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成17年12月31日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、116万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、133万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成17年12月31日に、賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、133万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

ないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、91万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は平成18年4月30日に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、91万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認め

ていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、144万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書等により、申立人は、平成18年6月30日に、同社から賞与の支払いを受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から判断して、144万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認め

ていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年9月30日）及び資格取得日（38年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、37年9月は2万4,000円、同年10月から38年6月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月30日から38年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和37年9月30日から38年7月1日までの加入期間が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和36年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年9月30日に資格を喪失後、38年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社から提出された在職証明書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、当該複数の同僚は、申立人の申立期間における業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨供述しているところ、当該複数の同僚を含む、同僚全員が、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和37年9月は2万4,000円、同年10月から38年

6月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月から38年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和56年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社が保有する申立人に係る人事記録及び辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和56年11月1日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険組合の管理する健康保険の記録及び社会保険事務所の管理する厚生年金保険の記録では、A社C支店における申立人の資格取得日はいずれも昭和56年12月1日であり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月16日から52年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和51年12月16日にA社のグループ会社であるD社からB社に異動し、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録カードによると、申立人は、昭和51年12月16日にA社のグループ会社であるD社からB社に異動し、継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、A社及びC社は、同社の従業員を、親会社であり人事管理を一括して行っていたA社において厚生年金保険に加入させていたと説明しており、申立人及び申立人が氏名を記憶していた同僚も、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人の申立期間における被保険者記録についてもA社の記録とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年1月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めており、納

付していたとは認められないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る事業所における資格喪失日は、平成7年11月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から64年1月7日まで
② 平成7年1月6日から同年11月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録、また、B社に勤務した期間の一部加入記録及び申立期間②の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に平成7年11月10日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成7年11月11日、また、標準報酬月額については、被保険者資格を取得した同年1月から同年10月までが59万円と記録されていたところ、同年12月7日に同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった（全喪日は平成7年10月31日）旨の処理が行われ、同日に、申立人の資格喪失日がさかのぼって同年10月31日に訂正され、かつ、標準報酬月額は同年1月から9月までが36万円に減額訂正されている。

また、平成7年12月7日に申立人と同様、資格喪失日の訂正処理が行われた者は8名、標準報酬月額が減額された者が6名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する旨の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のB社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年11月11日に、標準報酬月額は同年1月から同年10月までは、59万円とすることが必要であ

る。

申立期間①については、A社における同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことは推認できるが、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録及び同社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、昭和64年1月7日に加入していることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

また、厚生年金基金から提出のあったA社の申立人に係る届出遅延理由書には、申立人の入社日は昭和64年1月7日であると記載されている。

さらに、A社における同僚及び従業員は、「当時の同社では、3か月程度の試用期間があり、試用期間経過後に正社員となって厚生年金保険等の社会保険に加入した。」「自分も入社後3か月程度経過してから厚生年金保険に加入している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 6 月 30 日以降の同年 7 月 7 日付けで申立人の 3 年 11 月から 5 年 5 月までの標準報酬月額が 36 万円から 13 万 4,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、当該訂正処理が行われた日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、当該訂正処理日のころは、A社の関連会社であるB社に出向しており、C県にあった工場の工場長として勤務していたため、経営に参画しておらず、当該訂正処理については、申立人が関与することはなく、申立人に説明もしていないし、同意も得ていない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年3月31日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成4年3月31日以降の同年4月27日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年8月から4年2月までの期間について、34万円から8万円へと訂正されていることが確認できる。そして、A社の商業登記簿及び役員の供述から判断すると、申立人は、同社では役員ではなく営業担当の従業員であり、当該減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月17日から5年2月28日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成5年2月28日以降の同年4月7日付けで、ほとんどの従業員の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年7月から5年1月までの期間について、26万円から8万円へと訂正されていることが確認できる。そして、申立人は、A社では、電話営業員として勤務しており、当該訂正処理については、事業主や経理担当者から説明は無かったと供述している上、同社の商業登記簿により、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 3 月 31 日以降の同年 8 月 6 日付けで、申立人を含む 3 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7 年 10 月から 8 年 2 月までの期間について、53 万円から 11 万円へと訂正されていることが確認できる。そして、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、同社の代表取締役及び取締役は、「申立人は、役員ではなく一般従業員であり、現場監督をしていたので、当該訂正処理に関与することは無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年5月1日に、同社C出張所における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月30日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在職証明書から、申立人は、同社に昭和23年4月1日から56年10月31日まで継続して勤務し（昭和24年5月1日にA社B支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が在籍していたため、納付していたのではないかとしているが、申立期間の資料を保存しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 4104

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年10月から9年7月までは53万円、9年8月から10年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年9月11日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成8年10月から10年8月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年9月11日より後の同年9月21日付けで、申立人を含む14名の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、8年10月から9年7月までは53万円が9万2,000円に、9年8月から10年8月までは26万円が9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年10月から9年7月までは53万円、9年8月から10年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和29年9月1日から申立期間を含め継続して勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る昭和29年9月分の給与明細書、B社から提出のあった人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人については、厚生年金保険の記録における資格取得日及び健康保険組合の記録における資格取得日がいずれも昭和29年10月1日となっており、社会保険事務所及び同組合の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和63年2月の標準報酬月額に係る記録については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、平成5年3月25日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和62年1月10日から63年4月30日まで
②昭和63年9月1日から平成2年10月23日まで
③平成5年3月25日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、A社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について、標準報酬月額を訂正し、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

- 2 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの期間は 14 万 2,000 円、同年 10 月から 63 年 3 月までの期間は 18 万円と記録されている。

しかし、申立期間①のうち、昭和 63 年 2 月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和 63 年 2 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、申立期間①当時の同社の事業主とは連絡が取れず、当時の給与担当者も既に死亡しているため、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から 63 年 1 月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、申立人が当該期間において、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記給料明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立期間①のうち、昭和 63 年 3 月については、申立人は、「当時、B 社では、給与の未払いが続いていた。」旨供述しているところ、申立人から提出のあった「認定通知書（未払賃金の立替払事業様式第 3 号）」及び「昭和 63 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」により、申立人は、同社に係る未払賃金について、労働基準監督署の認定を受け、E 事業団（現在は、F 法人）から未払賃金の立替払金を受けていることが確認できることから、当該期間当時、同社からは給与の支給がなかったものと認められる。

このほか、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から 63 年 1 月までの期間及び同年 3 月において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から 63 年 1 月までの期間及び同年 3 月にお

いて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②については、D社から提出のあった当該期間に係る賃金台帳等及び申立人から提出のあった当該期間のうち平成2年1月から同年10月までの10か月分の給料支払明細書により、申立期間②のうち一部の期間について、申立人が、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記賃金台帳等及び給料支払明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間③については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人がA社に平成5年3月25日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び平成5年4月の社会保険庁のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が社会保険事務所に対して、平成5年4月1日を申立人の資格取得日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年5月から4年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年12月21日まで

A社に勤務した期間のうち、平成3年5月1日から4年12月21日までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成4年12月21日以降の5年5月11日付けで、A社において申立人、代表取締役、取締役及び従業員二人の計5人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年5月から4年9月まで50万円、同年10月及び同年11月の44万円から20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社B支店長は、「同社の社会保険の手続はすべてC県本社で行っていたが、申立人は同社B支店の営業従業員であった。」としていることから、申立人は社会保険の手続に関与できる立場ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、適正な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年5月から4年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月は5万6,000円、同年3月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和48年3月31日まで継続して勤務しており、厚生年金保険料は申立期間も控除されていたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保有している昭和46年5月から48年3月までの分の給料支払明細書から、申立人が、A社に昭和48年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、昭和48年2月は5万6,000円、給料支払明細書で確認できる支給額から、同年3月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
申立期間に係る標準報酬月額を、26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社
に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に見
合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、新規事業担
当の取締役であり、社会保険事務手続には関与していなかったため、申立
期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額
は、当初、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、同社が厚生年
金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 5 月 31 日）の後の同年
6 月 28 日に、申立人を含む 3 人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正され
ており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、8 万円に訂正処理されてい
ることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた平成
6 年 6 月 28 日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従
業員は、「申立人は、申立期間当時、新規事業担当であり、厚生年金保険関係
事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述していること
から、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、上記のような遡及訂正処理を行う合理的な理
由は無く、社会保険事務所において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつ
たとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保
険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年1月5日に、資格喪失日に係る記録を同年1月25日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月5日から同年1月25日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給与支払明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書並びにA社から提出された職員名簿、入社名簿及び退職者名簿により、申立人が、平成6年1月5日から同年1月25日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成12年3月1日とされ、同日から同年7月3日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は22万円、同年6月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から同年7月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、平成12年3月1日から同年7月3日までの期間が年金給付に反映されない旨の回答をもらった。同社に勤務し、保険料が控除されていたのは確かなので、当該期間も年金給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及び申立人に係る給与台帳により、申立人が、A社に平成12年3月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記給与明細書及び給与台帳において確認できる支給額から、申立期間の標準報酬月額を平成12年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は22万円、保険料控除額から同年6月は

36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続きを誤ったとしており、また、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、平成12年7月3日に資格取得した旨の記載及び社会保険事務所の受付印があることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は事後訂正の結果、平成6年4月から7年9月までは53万円、同年10月から8年9月までは56万円、同年10月から9年9月までは59万円、同年10月から10年9月までは56万円、同年10月から11年9月までは59万円、同年10月から12年9月までは56万円、同年10月から14年9月までは59万円、同年10月から同年12月までは56万円、15年1月から18年7月までは47万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の6年4月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から18年7月までは9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは47万円、同年10月から15年3月までは44万円、同年4月は47万円、同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は50万円、同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月及び16年1月は47万円、同年2月から同年4月までは50万円、同年5月から17年3月までは47万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月は50万円、同年7月から同年11月までは47万円、同年12月は50万円、18年1月及び同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年7月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から18年8月1日まで

「ねんきん特別便」を契機に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際に控除されていた保険料相当額の標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の保険料控除額が確認できる給与支払明細書を提出するの

で、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額については、当初、平成6年4月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から18年7月までは9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の20年9月18日に6年4月から7年9月までは53万円に、同年10月から8年9月までは56万円、同年10月から9年9月までは59万円、同年10月から10年9月までは56万円、同年10月から11年9月までは59万円、同年10月から12年9月までは56万円、同年10月から14年9月までは59万円、同年10月から同年12月までは56万円、15年1月から18年7月までは47万円に記録が訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は支給額の報酬月額から、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは47万円、同年10月から15年3月までは44万円、同年4月は47万円、同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月及び同年9月は50万円、同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月及び16年1月は47万円、同年2月から同年4月までは50万円、同年5月から17年3月までは47万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月は50万円、同年7月から同年11月までは47万円、同年12月は50万円、18年1月及び同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年7月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年2月29日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業の取締役で勤務したが、社会保険関係の事務手続に關与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から8年1月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月25日以降の同年4月3日に、申立人及び代表取締役の二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、7年6月から8年1月までの標準報酬月額が19万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、A社の登記簿謄本により、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、事業主及び従業員の供述により、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険の事務手続に關与する立場にはなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に、また、同社本社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万4,000円、同年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答があった。同社B工場から同社本社への人事異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社及び同社B工場の複数の同僚や上司の供述から判断すると、申立人が、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から昭和37年3月は2万4,000円、同年4月から同年6月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を吸収合併したC社では、確認できる資料が無く、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社ではソフトウェア開発担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から5年10月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月31日以降の7年3月6日に、申立人と代表取締役の2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、標準報酬月額が3年4月から5年10月までは8万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、A社の登記簿謄本により、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、他の役員2名の供述により、ソフトウェア開発の責任者として勤務しており、社会保険の事務手続に関与する立場にはなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から同年11月30日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成8年3月1日から同年11月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から同年10月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日以降の同年12月3日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、同年3月から同年10月まで標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間を含む平成9年10月31日まで同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当役員であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月24日から同年7月24日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録、B社が保有する申立人に係る社員台帳及び人事カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和41年1月24日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月24日から同年8月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録、B社が保有する申立人に係る社員台帳及び同社発行の在職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和44年7月24日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和39年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年9月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する申立人に係る社員台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年8月26日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月31日から同年8月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和36年7月31日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店の資格取得日に係る記録を昭和39年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月22日から同年9月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年8月22日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和51年4月1日から勤務しているので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録、B社が保有している申立人に係る社員台帳及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年5月の社会保険事務所の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同様に昭和51年4月1日でA社C支店に採用された従業員3名全員についても、同社同支店における資格取得日が同年5月1日とされていることから、事業主が同年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和 36 年 4 月 12 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 6 日から同年 4 月 12 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 27 年 4 月 1 日から 59 年 7 月 22 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 36 年 4 月 12 日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 2 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和23年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月20日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有している申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年3月20日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年4月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日は、昭和48年3月31日であると認められることから、同社C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが確認できる。

一方、B社厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和48年3月31日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険並びに厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年3月31日に申立人がA社C支店において被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日は、昭和52年11月22日であると認められることから、同社C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月5日から同年11月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、B社企業年金基金から提出された申立人の申立期間に係る厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人のA社C支店の資格喪失日は昭和52年11月22日であり、同社本社に係る資格取得届により、同日において、同社本社の資格を取得していることが確認できる。また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和52年11月22日に申立人がA社C支店において被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和52年10月の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）Cセンターにおける資格喪失日は、昭和47年2月3日であると認められることから、同社Cセンターにおける資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月29日から同年2月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間も継続してB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人のA社Cセンターにおける資格喪失日は、昭和47年2月3日であることが確認でき、また、B社は、申立期間当時、厚生年金保険並びに厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年2月3日に申立人がA社Cセンターにおいて被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日は、昭和56年3月26日であると認められることから、同社C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月26日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金基金の資料からも明らかなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、B社企業年金基金から提出された申立人の申立期間に係る加入員資格取得届により、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和56年3月26日であることが確認できる。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険並びに厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和56年3月26日に申立人がA社C支店において被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和56年3月の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日は、昭和52年11月17日であると認められることから、同社本店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月17日から同年11月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及びB社が保有している申立人に係る社員台帳により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

一方、B社厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、A社本店における資格喪失日は昭和52年11月17日と記載されている。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険並びに厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和52年11月17日に申立人がA社本店において被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和52年10月の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和21年8月16日から22年1月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和21年8月16日から22年1月11日まで
② 昭和23年2月1日から24年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①のA社、申立期間②のB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、昭和20年5月から一度も辞めることなくA社に勤務していた。また、B社にも1年ではなく2年間はいたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社から関連会社であるB社に転籍した後も継続して勤務していたと供述している。また、申立期間当時に申立人と同様に転籍した22名の従業員のうち大半が継続して厚生年金保険被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間にA社及びB社に継続して勤務し（昭和22年1月11日にA社からB社に転籍、その後23年1月31日まで勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年6月の社会保険事務所の記録から300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①について、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について申立人は、申立期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務の実態及び当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

また、申立人は2名の上司、同僚を記憶しているが、いずれも死亡または連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の加入状況が照会できない。

さらに、社会保険事務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた19名の従業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、そのうち17名は、申立人のことを記憶しておらず、残りの2名は、申立人のことは知っているものの同社に申立期間においても勤務していたか否かを記憶していないほか、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月30日から同年8月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和62年8月2日まで勤務し、このことは、退職時に会社から配布された源泉徴収票で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

源泉徴収票及び雇用保険の記録並びに預金通帳に記帳された給与振込額から判断すると、申立人は、A社に昭和62年8月2日まで勤務し（雇用保険の記録は昭和62年8月1日を離職日としている。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年6月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届等の資料を破棄したことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年3月31日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に取締役工場長として勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。社会保険の事務には関与していなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年9月から5年2月までの期間において53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年3月31日）以降の同年4月21日に、4年9月から5年2月までの期間について標準報酬月額の記録を15万円に遡及^{そきゆう}して減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、申立人はA社の登記簿謄本により申立期間当時役員であったことが確認できる。しかし、当時の複数の役員は、「社会保険の届出等は事業主が行ったと思う。」と供述しているほか、そのうちの1名は「申立人は工場長であり、役員であったとしても、私と同じように経営に関与できる立場ではなかった。」と供述している。

これらのことから、申立人は、社会保険関係の手続にはかかわっておらず、当該標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年2月1日まで

社会保険事務所から、厚生年金保険の記録について標準報酬月額の引下げの訂正の可能性の確認があり、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、申立期間中は営業担当の取締役であったが、社会保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において当初53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年3月31日より後の同年4月6日に遡及して訂正され、平成3年5月から4年1月までの期間について8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役及び従業員の供述から、申立人は営業担当の役員であり、社会保険関係の事務に関与できる立場ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年9月25日は7万円、16年9月30日は7万5,000円及び17年9月15日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日
② 平成16年9月30日
③ 平成17年9月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務中の申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され、申立期間①及び③については7万円、申立期間②については7万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は7万円、16年9月30日は7万5,000円及び17年9月15日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成15年9月25日は37万円、16年9月30日は33万円、17年9月15日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日
② 平成16年9月30日
③ 平成17年9月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務中の申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給され申立期間①については37万円、申立期間②については33万円、申立期間③については56万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年9月25日は37万円、16年9月30日は33万円、17年9月15日は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和54年10月30日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月30日から同年11月1日まで

A社は、自分が入社した日を資格取得日として届け出ず、誤って手続をしてしまった。申立期間についても厚生年金保険料は控除されていたので、当該期間について年金給付額に反映されるよう社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年10月30日に同社本社で採用され、同年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年11月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和56年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年2月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年9月の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和54年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年9月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和56年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年2月の社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年12月の社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月28日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年7月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 4174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月16日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年8月1日に同社B工場から同社グループ会社のC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B工場から同社グループ会社のC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、B社のグループ会社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和55年6月1日に同社グループ会社のA社から同社C工場に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったこと、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 4177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に、同社C工場における資格喪失日に係る記録を56年2月1日に訂正し、55年3月の標準報酬月額を22万円、56年1月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和56年1月23日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(①昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動、②昭和56年2月1日に同社C工場から同社D工場に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所の記録から22万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同年12月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

55年3月及び56年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、B社のグループ会社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。グループ会社間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和55年6月1日に同社グループ会社のA社から同社C工場に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、B社及び同社グループ会社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。工場間又はグループ会社間の異動はあったものの、同社には継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和55年7月1日に同社グループ会社のA社から同社C工場に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月及び同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金加入履歴及び保険料控除を行った証明並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、昭和55年10月1日にA社に採用され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年11月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年12月29日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、社会保険事務手続に関与できる立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年11月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月29日以降の4年4月6日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年2月から同年11月までの期間について10万4,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元従業員は、「申立人は、倉庫で運転手の手配等の業務を行っていた。社会保険事務手続は事業主親子のみで行っており、他の従業員は当該手続には関わっていない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から同年11月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月31日から12年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。昭和53年7月から平成14年3月までA事業所及び関連する事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった在籍証明書及び給与台帳並びに事業主の供述により、申立人は、A事業所及び関連する事業所に継続して勤務し（平成12年1月1日にA事業所からB事業所に出向し、13年4月1日に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年11月の社会保険庁のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成11年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年10月から5年9月までの期間は36万円、同年10月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年11月30日まで
社会保険庁のオンライン記録から、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までの期間は36万円、同年10月は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日以降の6年1月28日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年10月から5年9月までの期間について13万4,000円、同年10月について18万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年10月から5年9月までの期間は36万円、同年10月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年4月1日まで
社会保険庁のオンライン記録から、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月は32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月26日以降の4年12月10日に、申立人を含む39人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年3月について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では企画部長として不動産業に従事しており、社会保険事務手続に關与できる立場では無かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年6月から同年10月までの期間は53万円と記録されていたところ、申立人が同社の取締役を辞任（7年1月7日）した以降の7年2月6日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、定時決定された部分を越え、6年6月から同年10月までの期間について30万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票によると、標準報酬月額が減額された当時の平成6年5月分から保険料滞納による差し押さえがあったことが確認できる。

また、申立人はA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び当時の複数の従業員は、申立人は企画部長として不動産の企画、販売に従事しており、厚生年金保険の事務や経理に係る職務への関与は無く、経営側のことを知り得る立場になかった旨の供述をしていることから、申立人が当該訂正処理に關与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人及び他の3人の被保険者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を8か月分もさかのぼって提出するとは

通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月21日から同年10月31日まで
社会保険庁のオンライン記録から、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年9月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年12月7日に、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、同年6月から同年9月までの期間について30万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年4月から同年9月までの期間は47万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年12月31日まで
社会保険庁のオンライン記録から、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年9月までの期間は47万円、同年10月及び同年11月は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月31日以降の6年1月18日に、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年4月から同年11月までの期間について19万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年4月から同年9月までの期間は47万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成13年11月1日）及び資格取得日（平成13年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に平成12年5月1日から現在まで継続して勤務しているが、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び回答書並びに申立人から提出された平成13年11月分及び同年12月分の給料支払明細書により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年11月の給与支払明細書の保険料控除額及び同年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成13年11月1日、取得日を同年12月1日とする届出を社会保険事務所に対して誤って提出していたこと、また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年4月から5年10月までの期間については53万円、同年11月から6年2月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。申立期間当時、同社では取締役であったが、社会保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年10月までの期間については53万円、同年11月から6年2月までの期間については44万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）以降の同年4月22日付けで、申立人を含む3名の従業員の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は4年4月から5年10月までの期間については53万円から30万円に、同年11月から6年2月までの期間については44万円から28万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における他の取締役二人は、申立人は営業担当の役員であったが、そきゅう遡及訂正時は担当の無い役員として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかの

ぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年4月から5年10月までの期間については53万円、同年11月から6年2月までの期間については44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年12月6日に、資格喪失日に係る記録を21年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年12月から21年3月までの期間については100円、同年4月から同年10月までの期間については540円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月6日から21年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和13年3月4日から21年10月31日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はしたが、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和20年12月6日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年11月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、20年12月から21年3月までの期間については100円、同年4月から同年10月までの期間については540円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係るA社本社の被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に

係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年12月から21年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年3月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成3年1月から4年3月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から4年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年3月16日以降の同年5月8日に、申立人を含むA社役員7名の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の場合、3年1月から4年2月まで11万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、平成2年2月17日から4年3月20日まで、A社の取締役として勤めていたことが同社の商業登記簿から確認できる。しかし、当時の同社代表取締役が「社会保険料の滞納額が増大したので、役員^{そきゅう}の標準報酬月額をさかのぼって減額したが、申立人には説明はしていない。」旨、他の代表取締役が「申立人は技術関係を担当しており、社会保険の担当ではなかった。」旨それぞれ供述していること、また、申立人は平成4年3月20日に退任しており、上記標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正された同年5月8日には役員ではないことや、当該事業所において申立人の雇用保険^{そきゅう}の加入記録が認められること等から、申立人が自身等の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していた

ことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、同社C支店における資格喪失日に係る記録を29年11月1日に訂正し、同社D出張所における資格喪失日に係る記録を35年7月20日に訂正し、25年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額を5,000円とし、29年10月の標準報酬月額を1万4,000円とし、35年6月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年7月10日まで
② 昭和29年10月29日から同年11月1日まで
③ 昭和35年6月21日から同年7月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和25年4月1日に同社に入社し、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の在職期間証明書、退職者カード、回答書及び同僚等の供述により、申立人がA社C支店に昭和25年4月1日から継続して勤務していたことは確認できる。

また、事業主からの回答によると、申立人は営業職の正社員であり、正社員は入社時に厚生年金保険に加入させていたので、厚生年金保険の被保険者であったとしている。

さらに、申立人と同様に4月1日付けで入社した他の正社員の従業員は、社会保険事務所のA社C支店における被保険者名簿において、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 25 年 7 月の社会保険事務所の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、B 社の在職期間証明書、退職者カード、回答文書、雇用保険の加入記録及び当時の従業員の回答により、申立人が A 社 C 支店に昭和 29 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日までの期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 29 年 9 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、B 社の在職期間証明書、退職者カード、回答文書、雇用保険の加入記録及び当時の従業員の回答により、申立人が A 社 D 出張所に昭和 35 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までの期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 35 年 5 月の社会保険事務所の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 4 なお、申立期間①、②及び③については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所からの納付告知書により被保険者分の合計額を納付しているので、社会保険事務所に記録が無ければ保険料を納付していないと思われると回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は申立人が昭和26年8月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められるところから、申立期間について厚生年金保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月15日から27年5月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和26年8月15日に同社に入社し、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の発行した在職証明、人事記録、健康保険の加入記録及び同僚の回答により、申立人がA社に昭和26年8月15日から勤務していたことは確認できる。

また、事業主は申立人が正規従業員であり、同じ従業員同士で処遇が違ふということはありません、したがって、当然社会保険への加入は行われ、保険料の控除、納付も行っていたと思われると回答している。

さらに、A社は、当時、政府管掌健康保険に加入しており、社会保険事務所の当該事業所の被保険者名簿において、申立人の前後各100名の厚生年金保険の記号及び番号欄を調査したところ、申立人及び申立人と同頁に記載されている社員の計2名の厚生年金保険の記号及び番号欄が空白となっていたが、厚生年金保険を適用除外とする理由の記載は無い。このことについて当該事業所を所管していた社会保険事務所を確認したところ、当該欄の空白の理由は分からないと回答している。

しかし、同一の事業所において、健康保険にのみ加入する者並びに健康保険及び厚生年金保険に加入する者が混在することは制度上考え難いことから、申立人は、A社において健康保険にのみではなく、厚生年金保険にも加入してい

たとえることが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和 26 年 8 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 8 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から40年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和32年4月1日に同社に入社し、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社の発行した在職証明書、社員名簿、回答書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に昭和32年4月1日から勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、関係する資料に関しては提出することはできないが、申立人を昭和32年4月1日から退職日まで継続して雇用しており、上記申立期間の2か月間のみ保険料を控除していないということは考えられないと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、昭和56年1月1日から昭和57年2月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年2月1日であるとともに、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、昭和57年8月31日から昭和58年1月10日までの期間については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年1月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、36万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和58年1月10日から同年4月22日までの期間については、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年1月10日、資格喪失日は同年4月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額は、32万円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和58年4月22日から同年5月2日までの期間については、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和58年5月2日から同年11月11日までの期間については、申立人のD協会における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年11月11日であるとともに、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和56年1月1日から57年2月1日まで
② 昭和57年8月31日から58年5月2日まで
③ 昭和58年5月2日から同年11月11日まで

昭和53年2月25日から58年11月10日までA社に運転手として継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、A社、B社及びD協会の3事業所において厚生年金保険に加入したことになる上、標準報酬月額が実際の報酬と相違している期間及び厚生年金保険に未加入となっている期間がある。厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和56年12月31日)の後の57年2月22日付けで、申立人を含む106名について、56年1月に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されている。

一方、社会保険事務所の記録では、昭和57年2月22日付けで、申立人を含む153名のA社における資格喪失日が、厚生年金保険の適用でなくなった56年12月31日と記録されているが、その後の57年1月8日及び1月14日に各1名が、同社において被保険者資格を取得し、取り消された記録がある上、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は同年1月31日となっていることから、申立人の資格喪失日は事実に基づくものとは考えがたい。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人は企業グループ内の別会社の社長付きの運転手であったと供述している上、商業登記簿により、申立人がA社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和56年12月31日とするとともに、申立期間①に係る標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は57年2月1日であったと認められ、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②のうち、昭和57年8月31日から58年1月10日までの期間については、社会保険事務所の記録では、当初、当該期間の標準報酬月額は36万円と記録されていたところ、同年1月11日付けで、申立人を含む28

名について、57年8月31日に遡^{そきゅう}及して、B社における資格喪失日が処理されている。

一方、雇用保険の記録では、申立人のB社における離職日は昭和58年1月31日となっていることから、申立人は同年1月31日までB社に勤務していたと認められ、申立人の資格喪失日は事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の資格喪失処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人は企業グループ内の別会社の社長付きの運転手であったと供述している上、商業登記簿により、申立人がB社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日を57年8月31日と処理する合理的理由は無く、有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は58年1月10日であったものと認められる。

なお、昭和57年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和58年1月10日から同年4月22日までの期間については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年1月10日と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（57年11月30日）の後の58年4月22日付けで、申立人を含む22名の資格取得日が取り消されている。

一方、申立人の上司及び同僚は、申立人は、当該期間も継続して勤務していたと供述していることから、申立人のC社における資格取得の取消しは事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の資格取得の取消処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人は企業グループ内の別会社の社長付きの運転手であり、C社の役員ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格取得日を取り消す合理的理由は無く、有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人のC社における資格取得日は昭和58年1月10日、資格喪失日は同年4月22日であったものと認められる。

なお、昭和58年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、昭和58年4月22日から同年5月2日までの期間については、申立人の上司及び同僚が、当該期間も従前どおり、申立人は継続して勤務していたと供述していることから、申立人は当該期間にC社に継続して勤務していたと認められる。

また、当該期間の後の期間は、同一グループ会社のD協会で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は継続して同一の企業グループの会社に勤務していたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、C社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人事業所であること並びに申立人の上司及び同僚の供述により、当該期間も適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和58年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和58年4月の標準報酬月額、同年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主は、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、58年4月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人のD協会における資格喪失日は昭和58年11月11日、申立期間の標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、D協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（58年6月30日）の後の58年12月9日付けで、申立人を含む4名について、資格喪失日を同年6月30日と遡^{そきゅう}及して処理（うち、申立人を含む2名は訂正処理）されるとともに、同年5月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額処理されている。

一方、雇用保険の記録では、申立人のD協会における離職日は、昭和58年11月10日となっており、申立人の当初の厚生年金保険被保険者記録と一致していることから、申立人は申立期間にD協会に勤務していたことが認められ、申立人の資格喪失日の記録訂正は事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人は企業グループ内の別会社の社長付きの運転手であり、D協会の役員ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日及び申立期間③に係る標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間の資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は、昭和58年11月11日、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、昭和56年1月1日から昭和57年2月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年2月1日であるとともに、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、昭和57年8月31日から58年1月10日までの期間については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年1月10日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年8月及び9月に係る標準報酬月額は38万、同年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、44万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和58年1月10日から同年4月22日までの期間については、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年1月10日、資格喪失日は同年4月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額は、36万円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和58年4月22日から同年5月2日までの期間については、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和58年5月2日から同年10月21日までの期間については、申立人のD協会における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年10月21日であるとともに、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和56年1月1日から57年2月1日まで
② 昭和57年8月31日から58年5月2日まで
③ 昭和58年5月2日から同年10月21日まで

昭和51年7月13日から58年10月20日までE社に運転手として継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、E社、A社、B社及びD協会の4事業所において厚生年金保険に加入したことになる上、標準報酬月額が実際の報酬と相違している期間及び厚生年金保険に未加入となっている期間がある。厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年12月31日）の後の57年2月22日付けで、申立人を含む106名について、56年1月に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されている。

一方、社会保険事務所の記録では、昭和57年2月22日付けで、申立人を含む153名のA社における資格喪失日が、厚生年金保険の適用でなくなった56年12月31日と記録されているが、その後の57年1月8日及び1月14日に各1名が、同社において被保険者資格を取得し、取り消された記録がある上、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は同年1月31日となっていることから、申立人の資格喪失日は事実に基づくものとは考えがたい。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人はグループ会社のオーナー付きの運転手であったと供述している上、商業登記簿により、申立人がA社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和56年12月31日とするとともに、申立期間①に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は57年2月1日であったと認められ、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

2 申立期間②のうち、昭和57年8月31日から58年1月10日までの期間については、社会保険事務所の記録では、当初、57年8月及び同年9月は38

万円、同年10月から同年12月までは44万円と記録されていたところ、58年1月11日付けで、申立人を含む28名について、57年8月31日に遡^{そきゅう}及して、B社における資格喪失日が処理されている。

一方、雇用保険の記録では、申立人のB社における離職日は昭和58年1月31日となっていることから、申立人は同年1月31日までB社に勤務していたと認められ、申立人の資格喪失日は事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の資格喪失処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人はグループ会社のオーナー付きの運転手であり、B社の役員ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日を57年8月31日と処理する合理的理由は無く、有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は58年1月10日であったものと認められる。

なお、標準報酬月額については、昭和57年8月及び9月は38万円、同年10月から同年12月までの期間は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和58年1月10日から同年4月22日までの期間については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年1月10日と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（57年11月30日）の後の58年4月22日付けで、申立人を含む22名の資格取得日が取り消されている。

一方、申立人の上司及び同僚は、申立人は、当該期間も継続して勤務していたと供述していることから、申立人のC社における資格取得の取消しは事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の資格取得の取消処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人はグループ会社のオーナー付きの運転手であり、C社の役員ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格取得日を取り消す合理的理由は無く、有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人のC社における資格取得日は昭和58年1月10日、資格喪失日は同年4月22日であったものと認められる。

なお、昭和58年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、昭和58年4月22日から同年5月2日までの期間については、雇用保険の記録では、申立人のC社における離職日は58年5月1日となっている上、申立人の上司及び同僚が、当該期間も従前どおり、申立人は継続して勤務していたと供述していることから、申立人は当該期間にC社に継続して勤務していたと認められる。

また、当該期間の後の期間は、同一グループ会社のD協会で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は継続して同一の企業グ

ループの会社に勤務していたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、C社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人事業所であること並びに申立人の上司及び同僚の供述により、当該期間も適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和58年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和58年4月の標準報酬月額、同年3月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主は、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、58年4月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所の記録では、当初、申立人のD協会における資格喪失日は昭和58年10月21日、申立期間の標準報酬月額は36万円と記録されていたところ、D協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（58年6月30日）の後の58年12月9日付けで、申立人を含む4名について、資格喪失日を同年6月30日と遡^{そきゅう}及して処理（うち、申立人を含む2名は訂正処理）されるとともに、同年5月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額処理されている。

一方、雇用保険の記録では、申立人のD協会における離職日は、昭和58年10月20日となっており、申立人の当初の厚生年金保険被保険者記録と一致していることから、申立人は申立期間にD協会に勤務していたことが認められ、申立人の資格喪失日の記録訂正は事実に基づくものとは考え難い。

また、上記の減額処理が行われた当時、申立人並びに申立人の上司及び同僚は、申立人はグループ会社のオーナー付きの運転手であり、D協会の役員ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日及び申立期間③に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、申立期間の資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の資格喪失日は、昭和58年10月21日、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年9月30日から同年10月24日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月24日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和39年10月24日から同年11月1日までの期間については、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和53年8月3日から同年10月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（後にB社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社（後にD社）に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無かった。これらの2つの期間においても、それぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和39年9月30日から同年10月24日までの期間については、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和39年9月30日）の後の同年10月24日付けで同年の算定が完了した旨の記録があり、申立人の場合は、1万円と記録されていることから、同年10月24日以降に、同年9月30日にさかのぼって同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理がなされたと考えられる。

さらに、当時の経理担当者は、A社は厚生年金保険料を滞納していたと供述していることから、上記の処理は当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、事実に基づいたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が昭和39年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと処理する合理的理由は無いことから、申立人の資格喪失日は社会保険事務所の処理日である同年10月24日であると認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和39年10月24日から同年11月1日までの期間については、申立人は同年11月1日に、A社が住所を移転し名称を変更したB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人を含む14名が、A社が適用事業所でなくなった日（昭和39年9月30日）に被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得しているが、申立人及び複数の同僚が、これらの従業員が申立期間①のうち、昭和39年10月24日から同年11月1日までの期間においても継続して勤務していたと供述していることから、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以後、B社として適用事業所となるまでの間も、厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和39年10月の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明でこれを確認できないものの、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の昭和39年10月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてもC社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

また、申立人は、上司、同僚等を記憶していないと供述しており、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のC社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員のうち、8名と連絡が取れたものの、2名は、申立人が申立期間②に勤務していたことは記憶しているが、申立期間の保険料控除等については分からないと供述し、6名は、申立人を記憶していないと供述している。

加えて、申立人は、入社当初は警備業務を担当していたが、2か月又は3か月後に事務職になったと供述しており、社会保険事務所の記録でも、昭和53年8月3日に資格喪失した時の標準報酬月額が、同年10月2日に再び資格取得した時の標準報酬月額より3等級低いものとなっていることから、申立人の資格喪失は、職種変更に伴うものであったと考えられる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年10月31日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年10月31日）の後の同年12月8日付けで、平成4年4月1日に遡及（他の2名は、3年11月1日に遡及）して標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、上記減額処理が行われた当時、申立人は、商業登記簿により、A社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、社会保険事務手続きに関与したことは無く、上記減額処理についても承知していないことを供述している上、同社の代表取締役及び経理担当の取締役はいずれも、上記減額処理については、代表取締役及び経理担当の取締役の二人で社会保険事務所に行き、関係書類に押印したことを供述していることから、申立人が上記減額処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年4月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年11月30日の後の同年12月5日付けで、同年6月から同年10月までの期間は20万円が9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、昭和45年7月27日に取締役に就任し、当該訂正処理が行われた平成8年12月5日時点で引き続き取締役であることが確認できるが、他の取締役は、「申立期間当時、同社において経理担当役員はおらず、代表取締役が社会保険事務及び経理を担当しており、申立人はまったく関与していなかった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年6月から同年10月までは20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年6月から同年9月までの期間については24万円に、同年10月から4年1月までの期間については26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年2月11日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月2日の後の同年7月30日付けで、3年6月から同年9月までの期間は24万円が8万円に、同年10月から4年1月までの期間は26万円が8万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人が同社の取締役等の役員であったことは確認できない上、当時の代表取締役は、「申立人は、一般事務を担当し、厚生年金保険関係事務には関与していなかった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年6月から同年9月までは24万円に、同年10月から4年1月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年3月1日）及び資格取得日（55年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、53年3月から同年9月までは7万2,000円、同年10月から55年9月までは8万6,000円、同年10月及び同年11月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月1日から55年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和52年7月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所のオンライン記録では、A事業所において昭和52年7月18日に厚生年金保険の資格を取得し、53年3月1日に資格を喪失後、55年12月1日に同事業所において再度資格を取得しており、53年3月1日から55年12月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A事業所から提出された人事記録から、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる上、当該人事記録では、申立人が申立期間において勤務条件や雇用関係等の変更があったことが見当たらず、同事業所の担当者は、「人事記録を見る限り、申立人がいったん厚生年金保険の資格を喪失する理由は見当たらない」旨供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月から同年9月までは、申立人のA事業所における同年2月の社会保険庁のオンライン記録から7万2,000円、同年10月から55年9月までは、同事業所が保管する人事記録における申立人の日給額により算出した53年10月及び54年10月の定時算定額から8万6,000円、55年10月及び同年11月は、同年10月の当該定時算定額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年3月から55年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月27日から同年10月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間も含め同社に継続して勤務（昭和63年10月2日に同社から、親会社であるB社に異動）していたことが推認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主の、「申立期間のころの従業員の社会保険料は、当月に支払う給与から控除する方式を採っていた。」旨の供述と、当該事業主から提出された昭和63年9月分給料計算表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和63年8月の社会保険庁のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は納付したと、また、同社の事業を継承したC社は不明であるそれぞれ供述しているが、申立人の雇用保険記録では、A社に係る離職日が厚生年金保険の資格喪失日の前日である昭和63年9月26日となっており、社会保険庁の被保険者記録と一致していることから、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 9 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和32年9月21日に、資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32年9月は1万円、35年1月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務について、昭和32年9月分は履行したか否かについて明らかでないと認められ、35年1月は履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月21日から同年10月1日まで
② 昭和35年1月29日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和32年4月に同社に入社し、申立期間において異動はあったが、45年12月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社員カードから、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和32年8月27日に同社本社から同社B工場に異動、35年1月28日に同社B工場から同社D営業所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和32年10月の社会保険事務所の記録から1万円、申立期間②の標準報酬月額については、34年12月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている。

このことについて、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②については、A社の社員カードには、同社B工場から同社D営業所への申立人の異動日付は昭和35年1月28日と記録されているが、社会保険事務所の記録では、同社D営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年2月1日であることから、申立人は当該期間において、同社B工場にて厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。しかしながら、事業主が同社B工場における資格喪失日を同年1月29日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年9月までの期間、51年7月から同年9月までの期間及び53年5月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から49年9月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和53年5月から55年1月まで

私は、昭和47年10月に婚姻し、居住していた市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの状況、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であり、国民年金手帳を受け取ったかどうかについても憶えていない上、申立期間①及び②直後の厚生年金保険加入に伴う国民年金資格喪失手続きを行っていないと説明している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の昭和50年3月までの納付方法と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年2月に国民年金に任意加入しており、当該時点では、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和45年に私の国民年金の加入手続を行い、市役所で申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立人と同居していたとする申立人の二人の弟は、申立期間のうち20歳到達時から昭和49年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年10月までの期間及び47年10月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年10月まで
② 昭和47年10月から50年1月まで

私は、会社を辞めた昭和40年10月ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額等の記憶が曖昧である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間①当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年8月時点では、申立期間の大部分は時効により大半が保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年3月まで

私が20歳になった昭和40年当時住み込みで働いていた商店の経営者であった義父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。43年に経営者の子と婚姻した後の45年ごろからは、私が家族の分と一緒に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当初の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、加入手続の状況及び当時の保険料の納付額等の納付状況が不明確である。また、申立人は、自身で納付したとする保険料の納付額の記憶が曖昧である上、現在所持している昭和49年11月以後に交付されていた表紙がオレンジ色の国民年金手帳のほかに国民年金手帳を所持していたかどうかわからないと説明している。さらに、申立人の義父は、申立期間の一部が未納となっているなど、申立人の義父及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年4月まで

私は、昭和41年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、43年2月に転居するまで国民年金保険料を納付していた。転居後は、妻が私の保険料を妻の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額等の記憶が曖昧である上、申立人の妻は申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人及び申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から51年9月まで

私は、昭和53年ごろ国民年金の加入手続きを行い、それまで未納だった国民年金保険料をすべて特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、特例納付を相談した区役所から送付されてきた納付書により納付したが、特例納付した対象期間や納付額を憶えていないと説明している。また、第3回特例納付により納付済みとされている申立期間以前の107か月と昭和51年10月から60歳到達の平成5年1月までの納付済月数196か月とを合わせると303か月となり、老齢年金の受給資格を満たすことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して、第3回特例納付により納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年12月まで
私の父は、私が20歳になった昭和39年1月から、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同居し、父親が保険料を納付していたとする申立人の兄は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年12月までの期間及び46年3月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から45年12月まで
② 昭和46年3月から47年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたものと思う。母の性格からして、保険料の納付を中断するとは考えられない。また、納付するなら、私が20歳になった時に加入して、保険料を納付するはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳によると、納付済みと記録されている昭和46年1月及び同年2月の保険料は、申立人が厚生年金保険加入期間中である48年2月及び同年3月の保険料を同年2月に重複納付したことから、同年3月に保険料の充当処理をしたものであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年12月まで

私は、昭和52年3月に会社を退職して自営業を始めたので、区役所で国民年金の加入手続をした。加入して以降、転居する都度、転居先の市役所等で国民年金の諸手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和52年6月ごろに一つ目の国民年金の手帳記号番号が払い出され、申立人が説明する市へ転居するまでの間である、52年3月から56年3月までの国民年金保険料は納付済みであることが確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、転居に伴って国民年金の住所変更等の諸手続をした時期及びその状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、62年8月に他県の市へ転居していることが確認できるとともに、申立人の転居先の市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、同年9月ごろに二つ目の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人は、転居した時期及び転居先の市における国民年金の加入手続等に関する記憶も曖昧である。さらに、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は不明確であると供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、上記の二つ目の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、上記二つの手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年11月まで

私は、夫が死亡した後、夫が勤務していた職場の職員から、「国民年金に任意で加入できるから、加入した方が良い。」と勧められ、国民年金の任意加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金に加入した時期、加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録によると、申立人は、昭和50年12月3日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記の任意加入した昭和50年12月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から57年5月までの期間及び57年9月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から57年5月まで
② 昭和57年9月から60年6月まで

私は、昭和55年3月に海外旅行から帰国した時に、区役所から、今なら過去の未納分の国民年金保険料を納付できますとの通知をもらい、特例納付で40万円弱を銀行で2回に分けて納付した。その後は母親に頼んで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、昭和55年3月ごろに特例納付したとしているものの、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の62年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点は特例納付実施期間外であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年3月まで

私は、市役所の年金課から、申立期間の国民年金保険料が未納である旨の督促状が送られてきたため、郵便局から現金書留で保険料を送付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、督促状を受け取った時期等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、自営する飲食店に督促状が届き、現金書留により保険料を送付したとしているが、通常、督促状は住民票上の住所地に送付されるものであり、申立期間の保険料に係る督促状は、保険料納付の時効との関係から昭和58年5月から60年4月までの期間に発行されたと考えられるものの、当該期間は申立人が飲食店住所への住民票の異動手続をしていなかった期間である上、申立人の住民登録があった市では、通常、現金書留で送付されてきた保険料の収納はできないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から52年12月まで

私は、21歳か22歳のころに、国民年金納付組合長をしていた父から、20歳までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付すればつながると言われたことを憶えているので、父が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年2月時点では、特例納付による場合を除き、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は父親から申立期間の保険料を特例納付でさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明している上、申立期間当時、同居していたとする弟も、20歳から学生の期間は国民年金に未加入であり、妹も20歳からは保険料を納付していないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から53年12月まで

私は、結婚後、母から国民年金の加入を勧められ、昭和45年5月ごろに区役所出張所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、加入当初から、保険料を納付書により、信用金庫支店において納付していたと説明しているが、申立人が加入当初に納付したとする保険料額は、当時の保険料額と異なる上、申立期間当初、申立人が居住していた地域における保険料の納付方法は集金人による印紙検認方式であり、当該信用金庫支店も申立期間当初は開設されていなかった。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間直後の昭和54年1月に任意加入していることが確認でき、申立期間については未加入期間であったことから、保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成4年9月までの期間及び6年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成4年9月まで
② 平成6年4月から9年1月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、亡くなった妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の亡妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする亡妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人及び亡妻の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出され、当該二人の国民年金加入期間における保険料は、免除期間を除き、すべて未納となっており、保険料を納付した記録が全く認められないなど、申立人の亡妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年3月までの期間及び6年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年4月から平成5年3月まで
② 平成6年4月から9年1月まで

私の妻は、申立期間の国民年金保険料は、私の分と一緒に定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出され、当該二人の国民年金加入期間における保険料は、免除期間を除き、すべて未納となっており、保険料を納付した記録が全く認められないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年7月まで

私は、昭和37年10月にそれまで勤めていた会社を退職後すぐに妻が市役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も毎月妻が市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻の、国民年金の加入手続を行った時期や申立期間の保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人の妻は、申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

私は、会社を退職後の昭和60年11月に国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の加入手続も行った。国民健康保険の保険料が納付済みであるのに、国民年金の保険料が未納であるはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の、保険料を納付したとする時期、納付金額の記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は国民年金に未加入であり保険料は納付されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民健康保険の資格取得日である昭和60年8月1日が国民年金に加入した日であると主張しているが、申立人の国民年金手帳等により国民年金手帳記号番号は62年5月に払い出され、さかのぼって61年4月1日が資格取得日とされており、申立期間は国民年金の未加入期間であったことが確認でき、その時点で制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、申立人は、国民年金の加入手続を60年11月に一度行った記憶はあるが、別の時期に加入手続を行ったことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年8月まで

私は、夫が厚生年金保険第4種被保険者資格を喪失した昭和45年に夫の国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の妻は、加入手続の状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳を交付されることがないと説明している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の申立期間当初の納付方法と相違しており、保険料を納付したとする金融機関では申立期間当初保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できる。また、申立人の妻が所持する申立人の昭和45年分から48年分の確定申告書には、国民年金保険料の支払額が明記されていない上、記載されている46年分及び47年分の社会保険料控除額は申立人の国民健康保険料相当額とおおむね一致し、48年分の社会保険料控除額は、申立人の国民健康保険料相当額及び納付済みとされている48年9月から同年12月までの保険料相当額の合計とおおむね一致するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年8月時点では、厚生年金保険の老齢給付受給資格期間を満たしているた

め、当該時点で国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から57年3月まで

私は、結婚後夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である上、昭和49年11月以後に交付されるようになった表紙がオレンジ色の国民年金手帳以外の国民年金手帳を所持していたかどうか憶えていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年2月まで

私の父は、昭和45年4月ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来る町会の集金担当者に私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる父親から当時の加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、父親が町会の集金担当者に保険料を納付していたところを見ていたとする申立人は、保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月時点では、申立期間の保険料は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から平成7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から平成7年8月まで
母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から、当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険の記号番号であり、当該基礎年金番号で国民年金に加入した9年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。さらに、オンライン記録から、申立期間後の7年9月から8年5月までの保険料を9年10月15日に過年度納付していることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。加えて、申立人が申立期間当時、居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成2年3月まで

私は、未納になっていた期間の国民年金保険料の納付を督促され、一括では納付できなかったため、分割して保険料を納付した。その後も、毎年まとまった金額が請求され、分割して納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金に加入した時期、加入場所、及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶についても曖昧であり、居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無いなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5639 (事案 1670 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、57年7月から同年12月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和57年7月から同年12月まで
③ 昭和59年4月から平成元年3月まで

私は、国民年金制度発足時に友人から国民年金制度について聞いたことをきっかけに区役所で国民年金の加入手続をし、その後、会社を退職した後に再加入手続をしており、毎月区役所に現金と国民年金手帳を持って行き、国民年金保険料を納めていた。厚生年金保険を辞めて国民年金に加入したとき、年金は25年納めないともらえないと聞いたため、保険料を納めないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金制度発足当時に区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付していたと説明しているが、申立人が加入手続をしたとする区に転居したのは昭和42年4月であることから、当該期間の保険料を現年度納付することはできない上、申立人には印紙検認方式に関する記憶が無いこと、また、申立期間②及び③については、申立人の元妻も当該期間の自身の保険料が未納となっていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、資料として新たに銀行預金通帳(平成9年から11年当時の取引

記録の写) 及び昭和 41 年 1 月 10 日付け A 国外務部長官発行の感謝状 (写) を提出したが、これらの資料に保険料納付を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5640

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

私は、昭和36年4月に加入手続をし、集金人に毎月国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が当時納付していたとする金額は当時の保険料額と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年3月まで

私は、国民年金加入後、国民年金の受給資格を得るための納付月数が不足しているため、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば、年金をもらえるという案内が来たので、夫と二人分の保険料約120万円を金融機関から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は昭和60年ごろに保険料約120万円を夫の分と合わせてさかのぼって納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された63年ごろは特例納付の実施期間が終了している期間であるとともに、納付したとする金額は手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって納付することができる期間の保険料額と大きく相異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和63年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、58年4月から同年6月までの期間及び58年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から46年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和58年4月から同年6月まで
④ 昭和58年10月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は母が納付してきており、同じ仕事をしてきた2歳年下の弟の保険料は20歳から納付済みとなっている。また、結婚後は妻が保険料を納付しており申立期間の妻の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。また、申立期間②、③及び④については、申立人は妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、確認できる保険料納付日から必ずしも夫婦で同日に保険料を納付していたことはうかがえない上、妻の国民年金加入期間内にも申立人は保険料が納付されているにもかかわらず、妻の保険料は未納となっている期間もあることから、当該期間の保険料を妻と一緒に納付していたと推認することはできず、申立人の母親及び妻が申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から55年5月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間が、国民年金に未加入及び保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和55年6月に国民年金に任意加入して国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間のうち、45年9月から47年4月までの期間及び52年4月から55年5月までの期間については、未加入期間であることから保険料を納付することができない上、47年5月から52年3月までの未納期間については、国民年金に任意加入した55年6月は第3回特例納付実施期間であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から54年3月までの期間、54年4月から57年11月までの期間、63年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年7月から54年3月まで
② 昭和54年4月から57年11月まで
③ 昭和63年1月及び同年2月

私は、昭和51年7月ごろに国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた。また、63年1月には、国民年金第1号被保険者への切替手続きを行い、申立期間③の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間①及び②当時国民年金手帳を所持していたことがないと説明している上、納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違する。また、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間③の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年2月時点では、申立期間①、及び②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私の国民年金は、厚生年金保険適用事業所を退職した直後に、義兄が加入手続を行い、第3号被保険者制度が実施されるまでの期間、国民年金保険料の納付を行ってくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義兄から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月に任意加入したものとされており、申立期間については未加入期間であったことから、保険料を納付することができないなど、義兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年3月まで

私は、両親が国民年金に加入していたので、20歳になるとすぐに市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。それ以降は、両親の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、20歳になった昭和44年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、それ以降、現年度納付をしたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は54年7月に払い出されている上、申立人は、申立期間当時の納付方法及び納付金額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和54年7月時点は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人は、20歳までさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、申立期間の保険料を特例納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年10月にカメラ店を開業した直後に店に来た役所の職員に勧められ、国民年金に夫婦で加入し、その後は店に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。さかのぼって納付すると満額の年金がもらえますよと言われ、保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻はさかのぼって保険料を納付した時期、納付方法など、納付状況に関する記憶が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は妻と連番で昭和42年7月ごろに払い出されており、申立人の妻も申立人と同様、申立期間直後である42年4月から保険料の納付を開始しているなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から55年2月まで

私は、18歳で社会保険に加入していない会社に入社し、23歳で独立開業して30歳の時に廃業した。その間の国民年金保険料については、父が母と私を含め3人分を納付していたと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の父親が再開5年年金の加入手続をしたのは昭和49年3月であることから、それまで父親が自身と母親、申立人の3人分の保険料を納付していたとは考えられないこと、保険料の納付済み期間は、父親が50年5月まで、母親が51年11月までであることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月時点は特例納付ができる時期ではあったものの、申立人は、父親からさかのぼって納付したと聞いた記憶が無く、現在所持するオレンジ色の手帳の前に手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から同年5月まで

私の父は、私が大学生だった平成6年2月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期についての記憶が曖昧であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年6月ごろの時点では、6年4月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで
私の国民年金保険料は、元義父が、自身と元義母、元夫に私を含めた4人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の元夫は、申立期間のうち、昭和37年4月までは厚生年金保険に加入し、その後の37年5月から40年3月までの期間は国民年金に未加入となっていること、元義弟及び元義妹のうち20歳時に被用者年金に加入していなかった3人については、20歳からは国民年金に加入していないことなど、元義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

私は、昭和42年に勤めていた会社の人に厚生年金保険の資格を喪失したら国民年金に加入した方がいいよと言われ、母も国民年金に加入していたこともあり、私が区役所で加入手続きを行い、保険料は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人に係る国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録もない上、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を受領し、所持した記憶がないと説明するなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から47年9月まで

私は、私と妻の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をし、未納期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人から申立期間の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和49年8月は第2回特例納付の実施期間であり、申立人夫婦は、50年2月12日時点の附則18条納付者リストにより、連番の整理番号をもってそれぞれ43年4月から同年9月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるとともに、上記手帳記号番号の払出時点からみて、47年10月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、上記手帳記号番号払出時点において、申立人は、申立期間の保険料をも特例納付をしなければ年金の受給資格を満たさない状況ではなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から47年9月まで

夫は、私と自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしてくれ、未納期間の保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫から申立期間の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和49年8月は第2回特例納付の実施期間であり、申立人夫婦は、50年2月12日時点の附則18条納付者リストにより、連番の整理番号をもってそれぞれ43年4月から同年9月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるとともに、上記手帳記号番号の払出時点からみて、47年10月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、上記手帳記号番号払出時点において、申立人は、申立期間の保険料をも特例納付をしなければ年金の受給資格を満たさない状況ではなかったなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から32年11月30日まで
60歳の時に、社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金は、兄弟等の助言により受給していない上、退職直後に実家に戻ったため社会保険事務所で請求手続を行えないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年1月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から46年4月1日まで
② 昭和46年5月1日から50年6月1日まで

10年以上前に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に脱退手当金の説明を受けたことはなく、脱退手当金の請求手続を行ったことや受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和50年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の裁定請求手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 5 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 17 日から 44 年 6 月 1 日まで
58 歳ごろ、社会保険事務所から通知が届き、年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所の工場長から「年金は将来とても大切なので、このままにしておくように。」と言われたことをよく覚えており、脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月31日から37年11月1日まで
平成19年12月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、それまで脱退手当金の制度について知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年11月1日の前後2年以内に資格喪失した者26名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から9か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和38年2月22日の直前の同年1月10日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月5日から35年6月1日まで
② 昭和35年6月1日から45年3月21日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年6月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 15 日から 41 年 5 月 20 日まで
社会保険事務所へ年金の受給資格について相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 42 年 9 月 21 日まで

以前、社会保険事務所で申立期間について脱退手当金が支給されている旨の説明を受けたが、当時の同僚と話をしたところ、すべての同僚が脱退手当金を受給していないことを知った。

脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 10 日から 36 年 8 月 1 日まで
平成 16 年 8 月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
退職する際に事業所から脱退手当金の説明を受けたが、周囲の忠告により脱退手当金を受給しなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 8 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 23 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 22 名が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 9 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 13 日から 44 年 3 月 1 日まで
平成 20 年 5 月に、社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、旧厚生年金保険法第 72 条では、脱退手当金の請求から支給決定までの間に被保険者の資格を再取得していたことが判明した場合には、脱退手当金の受給権が消滅することから、その支給を取り消す扱いとなっており、申立人は、当該脱退手当金を受給したとする事業所を退職直後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえ、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 5 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は申立期間と重複する昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの期

間の国民年金保険料を過年度納付しており、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 13 年 9 月まで

ねんきん特別便をきっかけに、標準報酬を調べたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、正規の額を納めてもらってなかったことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 3 月 23 日から 43 年 1 月 20 日まで
②昭和 43 年 12 月 8 日から 45 年 9 月 1 日まで
③昭和 45 年 11 月 2 日から 46 年 6 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、②及び③について加入記録が無い旨の回答があった。申立期間を含め昭和 42 年 3 月 23 日から 46 年 6 月 20 日まで継続して同社に勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が昭和 62 年 4 月 1 日にB局長に対し届け出た在職証明書により、申立期間を含む 42 年 3 月 23 日から 46 年 6 月 20 日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主は、上記の在職証明書について、申立人が開業申請のため必要な日数について申立人の要請により勤務日数を記載したもので、このような証明は本業界の慣習であるとしており、申立人に係る実際の申立期間における在籍の有無、勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについては、当時の従業員台帳及び会計記録を既に廃棄処分しており不明であると回答している。

一方、A社に係る申立人の雇用保険の記録では、申立人が昭和 42 年 3 月 23 日に資格取得し、45 年 11 月 2 日に離職との記録が確認できる。

また、当時、複写式の届出用紙を用いていたC厚生年金基金の記録と社会保険庁のオンライン記録が一致しており、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険の記録を誤って記載したものとは通常考え難い。

さらに、同事業主は、この業界では従業員の出入りは激しい上、同社では、昭和 42 年から 46 年当時の従業員の勤務形態について、正社員、短時間労働者

及び臨時雇用があり、正社員のみ厚生年金保険に加入させていたが、正社員でも本人の意思で加入していない場合があったと供述している。

加えて、A社の元事業主、担当役員及び事務取扱者は死亡しており、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員 18 人に対し照会したところ、回答のあった 14 人のうち 11 人は申立人を記憶しておらず、記憶していると回答した 3 人も、申立人の実際の勤務の期間や厚生年金保険の取扱いについては不明であった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の姉が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 6 年 3 月 31 日) 後の同年 4 月 26 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額については、4 年 4 月から 6 年 2 月まで 53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社における当時の社会保険事務担当者 (申立人の姉) は、「平成 4 年ごろから同社の経営環境が悪化し、厚生年金保険料の滞納があり (約 750 万円)、社会保険事務所から厚生年金保険の滞納保険料の納付を促す電話や郵便を受け、申立期間には厚生年金保険の滞納保険料の納付に関し、申立人と自分の二人で社会保険事務所に出向き、厚生年金保険の滞納保険料の整理につき相談した結果、代表取締役である申立人と自分の標準報酬月額を調整して整理することになった。」と供述している。

このことから、A社における代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の特減処理に同意しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 2 月 28 日）後の同年 3 月 7 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、12 年 10 月から同年 12 月までは 56 万円から 9 万 8,000 円に、13 年 1 月から 14 年 1 月までは 24 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社における社会保険事務を担当し取締役であった申立人の妻は、「申立期間当時、同社の経営環境が悪化し、厚生年金保険料の滞納があったため、平成 14 年 3 月 7 日に自分が社会保険事務所に厚生年金保険の滞納保険料の整理につき出向き、相談した結果、代表取締役の標準報酬月額を調整して整理することになった。」また、「A社の代表印は代表取締役である申立人と自分の二人で管理し、社会保険事務所での手続は代表取締役の了承のもとで行っており、代表取締役はすべて知っていた。」と供述している。

これらのことから、A社における代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 2 日から 32 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 30 年 6 月 2 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、A社当時の申立人の勤務の状況について確認できる資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社では、A社当時は、従業員について、採用後に試用期間を設けており、この間は、厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人と同じ業務に従事していた複数の従業員が、「同社では入社後に試用期間があったように思う。」と供述しており、これらのうち具体的な回答のあった4人の従業員について、入社したとする日から前記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、最短の者の16か月から最長の者の42か月まで試用期間があることが確認できる。このことから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、技能習熟度により入社してから相当期間経過後に、厚生年金保険に加入させるという取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同時期に同じ食事付き社員寮に入居していた同僚は、入社

してから2年間は申立人と同じく整備士見習として勤務していたとし、給与は明細も無く、現金の入った給与袋で支給されていたため、自分も含め、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かは不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 11 月 1 日まで
② 平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与より低い金額に訂正されていることが判明し、また、申立期間②については、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間①については実際の給与はもっと多いので、標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。また、同社には平成 13 年 12 月 1 日から勤務していたので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 11 月 1 日）後の同年 12 月 3 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、11 年 10 月から 12 年 9 月までが 50 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 10 月までが 50 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立人の提出した「給料明細書」から申立期間の一部ではあるが、給与月額 49 万 6,000 円に見合う社会保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間について社会保険料の滞納はあったが、さかのぼっての記録訂正に係る届出を行ったことは無く、社会保険事務所の職員にも相談したことは無い上、誰が記録訂正に係る届出を行ったかは不明と主張して

いる。

一方、社会保険事務所が保有する滞納処分票では、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所の呼出しに申立人が複数回出向き相談していることが記録され、平成13年10月2日には、申立人が社会保険事務所を訪問し、同年10月末でA社の厚生年金保険適用事業所についてやめたい旨説明し、さらに、同年11月1日には、申立人が全喪届を提出していることが確認できる。

また、同年12月3日付けでさかのぼって記録が訂正された日の翌日の同年12月4日には、国民健康保険組合の職員が、申立人から預かってきたとして被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に持参している記録が確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

申立期間②について、申立人は、平成13年12月1日から、代表取締役としてA社に勤務していたと申し立てしているところ、自らの申立期間の保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等は既に破棄していると回答しており、同社から、申立人の勤務の実態や給与からの厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、A社は平成13年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、14年3月1日に再び厚生年金保険の適用事業所になっていることから、代表取締役である申立人が、当該期間に厚生年金保険料を自ら控除したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月28日から10年7月1日まで
② 平成10年4月8日から同年8月11日まで
③ 平成15年4月10日から同年8月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①、C社に勤務した申立期間②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、各申立期間に勤務しており、厚生年金保険に加入できる65歳又は70歳まで被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険及び同社加入の健康保険組合の加入記録から、申立期間のうち平成9年6月28日から10年4月7日まではA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の後継会社であるB社が保有する厚生年金保険加入状況を記録した資料には、申立人の被保険者資格喪失日は社会保険事務所の記録と同じ平成9年6月28日と記録されている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の特別支給の老齢厚生年金は、A社において厚生年金保険の被保険者となっている間は、全額支給停止となっていたが、資格喪失した翌月の平成9年7月から支給停止が解除され、全額支給されていることが確認できる。このことについては、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していれば、当該年金を受給することはできないことから考えて、同社は申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推察される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、C社のグループ会社であるD社から提出された在籍証明書及び同社加入の健康保険組合の加入記録から、申立人が平成10年4月8日から13年12月31日までC社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成11年4月1日であり、申立期間②の全期間において、同社は適用事業所となっていない。

また、D社が保有するC社の賃金台帳では、申立期間②に係る健康保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、D社から提出された在籍証明書及び同社加入の健康保険組合の加入記録から、申立人が同社に平成15年4月10日から16年3月31日までC社に勤務していたことは認められる。

しかし、D社が保有するC社の賃金台帳では、申立期間③に係る健康保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立人は、厚生年金保険の制度上当時65歳又は70歳までは被保険者になることができることから、申立てを認めてほしいとしているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされており、申立期間②及び③については、賃金台帳から厚生年金保険料の控除が行われていないことが明らかであるため、特例法に基づくあっせんを認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年8月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成11年6月30日付けで同社に異動し、健康保険組合には加入していたので、65歳となった同年*月*日までの期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社が加入していた健康保険組合の加入記録から、申立人が申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された賃金台帳では、申立人の給与から健康保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の制度上当時65歳までは被保険者になることができ、事業所の手続誤りで被保険者となっておらず、申立てを認めてほしいとしているが、A社に照会したところ、理由は不明であるが、申立人については健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除は行わなかったと回答している。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされており、申立期間については、賃金台帳から厚生年金保険料の控除が行われていないことが明らかであるため、特例法に基づくあっせんを認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月 24 日から同年 3 月 20 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成元年 3 月 20 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日記の記載内容及びA社の臨時雇用員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人から提出された平成元年の確定申告書に記載されている社会保険料の控除額は、A社における 2 か月分の社会保険料額におおむね一致しており、申立期間当時、同社では厚生年金保険料の控除を翌月控除方式で行っていたとしていることから、確定申告書記載の社会保険料額は昭和 63 年 12 月及び平成元年 1 月の社会保険料であったものと認められる。

また、A社では、厚生年金保険の資格喪失手続を顧問社会保険労務士が行っており、同社会保険労務士事務所が保管している申立人に係る記録と社会保険庁のオンライン記録は一致している。

さらに、申立人から提出された国民年金保険料の領収書により、申立人が平成元年 3 月に発行された国民年金保険料納付書によって同年 2 月及び同年 3 月に係る保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 35 年 8 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人が申立期間に、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の資料を保存しておらず、また、当時の給与担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人より前にA社に就職し、申立人と同一の業務に従事していたとする従業員2名についても、申立人と同じ昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。加えて、両名は、厚生年金保険に加入する以前は保険料を控除されてなかったと供述している。

なお、申立人が、申立期間当時、給与から控除されていたと主張する厚生年金保険料額は、申立人が供述している初任給の額に相当する厚生年金保険料額とは大きく相違している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 6 日から同年 12 月 16 日

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員等の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主も死亡しており、また、事務担当者は連絡先が不明であることから、申立人の厚生年金保険に関する加入手続及び保険料控除について聴取することができない。

また、申立期間の後に取締役となった者は「新規採用してもすぐに辞める社員が多いため、採用と同時に厚生年金保険に加入させず、試用期間を経過の後、長期間の勤務が見込めると判断できた段階で、従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、別の元取締役は「入社後、半年程度は厚生年金保険に加入させておらず、入社当初から厚生年金保険に加入させた者はいないと記憶している。」と供述している。

加えて、昭和 57 年 9 月ごろに入社したとする申立人の同僚についても、昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが、A社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、同社では、入社後の相当期間は、従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から40年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の役員及び同僚の供述から、申立人が、昭和39年4月30日から40年3月31日までの期間においても、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、同社の代表者及び経理担当者は死亡していることから、同社及びこれらの者から、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、39年4月30日に適用事業所でなくなった後、40年4月1日に再度適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の役員及び同僚は、「A社は、社会保険から脱退した後も社長の自宅近くで事業を継続していた。段々と経営状態が良くなり、従業員も増えてきたため、再度社会保険に加入した。未加入の間は、同社では保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 7 月 29 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から独立して設立されたB社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の複数の役員及び同僚の供述から、申立人が同社に昭和 40 年 6 月 1 日から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の商業登記簿謄本によると、同社が設立登記されたのは、昭和 41 年 5 月 25 日であるところ、社会保険事務所の記録では、同社は、同年 7 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時、厚生年金保険法において、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用することとされていたところ、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、同社が昭和 41 年 7 月 29 日に任意包括適用事業所となった旨の記載があり、同日に被保険者資格を取得した 3 人の記録がある。

さらに、A社は、「昭和 41 年 5 月にB社として会社を設立したが、その前身は、従業員数 5 人未満の個人事業所であった。」と回答していることから判断して、B社は、申立期間において、強制適用事業所となる要件を満たしておらず、厚生年金保険の適用事業所でなかったと認められる。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、厚生年

金保険の適用事業所としての要件を満たしていない事業所においては記録訂正の対象とすることはできないこととされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の従業員の供述から、期間は明らかでないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で社会保険事務手続及び経理事務を担当していた役員は、申立期間当時、同社では、入社後相当期間を経てから厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険に加入させる前に給与から当該保険料を控除することはなかった旨供述している。

また、申立人が記憶している複数の同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該同僚等が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が2年ないし4年10か月程度あることが確認でき、当該複数の従業員のうちの3人は、社会保険に加入する前に給与から保険料は控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 3 日から 10 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額となっていないことが判明した。当時の給与振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した平成 9 年 3 月 3 日から 10 年 3 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、同社より受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、また、同社の代表者へ照会をしたが、回答を得られず、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人は、「1か月の給料の額は、手当等をすべて含めて35万円くらいだった。多い月で4万円くらいの交通費を立替払して、給料で精算していた。」と供述していることから、1か月分の給料と交通費の立替払との合算額を39万円として、当該額から、所得税、雇用保険料並びに社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づいて試算した厚生年金保険料及び健康保険料を差し引くなどして試算した金額は、申立人から提出された預金通帳の写しにより確認できる平成 9 年 12 月及び 10 年 3 月の給与振込額とおおむね一致している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、ほかの従業員の標準報酬月額にも、

不自然な記録訂正はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 23 日から 43 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。昭和 40 年 7 月 1 日から平成 7 年 8 月 31 日まで、一度も退職していないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び複数の同僚の供述により、申立人が、日雇労働者として、申立期間においても継続して同社に勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和 40 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 23 日に資格を喪失後、43 年 5 月 1 日に同社において再度厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、40 年 9 月から 43 年 4 月までの被保険者記録が無い。

そして、申立人が昭和 40 年 9 月 23 日に資格を喪失していることについて、A社の代表者は、「建設業許可申請の際、社会保険に加入している従業員の数を申請書に記載しなければならなかったのに、日雇労働者を含めた全従業員を加入させてしまった。しかし、顧問の社会保険労務士から、日雇労働者まで社会保険に加入させる必要はないと言われたので、日雇労働者については資格を喪失させた。」と供述しており、また、申立人が 43 年 5 月 1 日に再度資格を取得していることについては、「3 年ごとの建設業許可の更新のとき、申立人を含む数人を、正社員にして社会保険に加入させた。」と供述している。

また、申立人が、A社で日雇労働者として勤務していたことを記憶している複数の同僚のうち一人は、自分は昭和 39 年 4 月から同社で勤務していたと回答しているところ、社会保険事務所の記録では、当該同僚は、36 年 4 月か

ら43年4月までの期間において、国民年金の被保険者としてその保険料を納付し、同年5月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「日雇労働者は、給与の手取額が減るので、社会保険に加入したがる者もいた。」と供述している。

加えて、公共職業安定所の記録では、申立人は、昭和43年5月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、日雇労働者としてA社で勤務した期間を含む同日以前の期間における雇用保険の加入記録が無い。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、原則として日雇労働者については社会保険等に加入させず、申立人の昭和40年7月1日から同年9月23日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録については、事業主が、建設業許可申請の関係上、例外的に加入させたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
②昭和 35 年 9 月 2 日から 41 年 9 月 5 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答であった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務した事実があるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元代表取締役及び二人の従業員の供述から、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、上記の元代表取締役は、「申立期間①においては、A社は個人経営の会社だったので、厚生年金保険には加入していなかった。昭和 36 年 5 月ごろに会社を法人とし、厚生年金保険の加入手続をしたと思う。厚生年金保険に加入していない時期に、従業員の給与から保険料を引くことはしていない。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和 35 年 9 月 2 日から 41 年 9 月 5 日まで、B社又はC社という名称の事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、B社及びC社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、申立期間②に勤務していた事業所の名称について、「D社」、「E社」又は「F社」という名称であったかもしれないと供述しているところ、これらの名称及びその類似の名称の事業所は、社会保険事務所において、適用事業所としての記録は無く、これらの事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

加えて、申立人は、当該事業所における事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立期間②における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 36 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社を吸収合併したC社は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月にB社に入社し、同年 9 月 1 日に、同社を吸収合併したA社に継続して勤務していたと申し立てしているところ、社会保険事務所の記録から、B社は、同年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日付で、A社は、適用事業所となっていることが確認できる。そこで、A社において、昭和 36 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した従業員 93 人について調査した結果、87 人がB社から異動し、4 人は同業他社を退職し、A社に入社していることが確認できる。

一方、昭和 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している申立人を含むA社の 13 人の従業員のうち 11 人に、B社での被保険者記録が無い。なお、残りの一人は同社を 35 年 7 月 20 日に資格喪失している。

これらのことから、A社では、同社が適用事業所となった旨の届出を行った

際に、B社及び同業他社で既に厚生年金保険に加入していた者についてのみ、資格を取得させ、その後、それ以外の者の加入手続を行ったと考えられる。そして、申立人にはB社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人が昭和36年4月に一緒にB社に入社したと記憶している同僚も、申立人と同様に同社においては厚生年金保険の加入記録が無く、同年11月1日にA社で被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4101

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 6 月 2 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、7 年 2 月から 8 年 11 月までの期間について、59 万円から 9 万 2,000 円に、8 年 12 月から 9 年 4 月までの期間について、30 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管していたA社の厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書から、同社は、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

また、A社の従業員は、「社長から会社の経営が厳しいので国民年金に切り替えてほしいと言われた。」と供述している上、申立人及び経理担当役員であった申立人の妻も平成 9 年 5 月から国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4102

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 7 月 13 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 10 月から 10 年 5 月までの期間について、50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。なお、申立人は、標準報酬月額を引き下げるを行った記憶は無いとしている。

しかし、社会保険事務所が保管していた申立期間当時の滞納処分票から、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、当該滞納処分票の記録から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できる。

このことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 41 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、和食店Aに勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同店に勤務したのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、和食店Aの会社名を記憶していないため、事業所名検索を行ったが、Aを含む事業所名に係る社会保険事務所の被保険者名簿には、申立人及び同僚の加入記録は見当たらない。

また、申立人が記憶していた店舗の所在していた地域を管轄する法務局において、商業登記簿を請求したが、該当無しとの回答であった。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 40 年 8 月から 59 年 10 月まで国民年金に加入し、その保険料を昭和 40 年 8 月から 51 年 3 月まで納付している記録がある。

なお、申立人が厚生年金保険に加入していたとする別の同僚は、申立期間当時、国民年金に加入しており、厚生年金保険には未加入であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社に係る商業登記簿謄本から、昭和 44 年 11 月 24 日に同社が設立されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については、当初、国民年金の記録では、保険料が未納となっていたが、東京国民年金事案 4047 をもって、申立人がその保険料を納付していたものと認められ、納付記録が訂正されている。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 3 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 3 年 11 月 30 日より後の同年 12 月 25 日付けで、申立人の標準報酬月額は、2 年 1 月から 3 年 10 月までの期間、53 万円が 8 万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、申立期間において、代表者印は経理部長が管理しており、社会保険事務所への標準報酬月額変更届、算定基礎届は経理部長が行っていたと供述している。

また、申立人は、平成 3 年ごろA社の経営環境が悪化し、同年 11 月に同社の従業員を全員解雇したとしている。

さらに、B行C支店のA社当座預金取引内容一覧表によると、申立期間のうち3年8月の社会保険料の引き落としがないことが確認できる。

このため、代表取締役であった申立人が知らずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理が行われたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張

することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 31 日から 12 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（申立期間中に同社から商号変更したB社、C社及びD社を含む。以下同じ。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書から判断すると、申立期間のうち一部の期間において、申立人が代表取締役として同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、その保管する給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨主張している。

しかし、申立人から提出のあった上記給与明細書を見ると、「市町村民税」を事業主により給与から控除(特別徴収)されていることが認められるところ、申立人が申立期間当時に居住していた市では、A社について「当市において課税が確認できない。」旨回答している。

また、同市から提出のあった「E税(普通徴収)徴収簿」により、申立人が申立期間当時、市民税を普通徴収(徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること)されていることが認められる。

これらのこと等から、上記給与明細書が申立期間に係るものであるとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、平成 8 年 8 月 31 日

にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる
ところ、申立人が居住している市の記録において、同日から申立期間を含め、
国民健康保険に加入していることが確認できる。この国民健康保険の加入手続
について、同市では、他の健康保険に加入していないこと（他の健康保険から
移行した場合は、当該健康保険を脱退したこと）を確認した上で加入させてい
るとしていることから、申立人が申立期間に同社の政府管掌健康保険及び厚生
年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、上記閉鎖事項全部証明書によれば、A社から商号変更したB社は、
平成10年10月14日に株主総会の決議により解散し、11年12月15日に会社
継続及び商号変更によりC社となり、12年10月20日にD社に商号変更して
いることが確認できるところ、C社及びD社については、社会保険庁のオンラ
イン記録では、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できな
い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から
の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年4月26日から40年2月1日まで
②昭和40年4月26日から41年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A店に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。同店には昭和38年1月4日から44年7月末日まで継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたはずであるので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②当時、A店に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和39年4月26日から40年2月1日までの申立期間①及び同年4月26日から41年4月1日までの申立期間②において、A店は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、社会保険事務所の記録では、A店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主のうち1人は既に死亡しているため供述が得られず、その他の事業主は、いずれも申立期間①及び②当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

さらに、社会保険事務所のA店に係る厚生年金保険被保険者名簿から昭和37年ないし44年に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、いずれも申立人と同様に、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、上記従業員のうち1人は、昭和39年4月26日から40年2月1日までの期間及び同年4月26日から41年4月1日までの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 8 日から 35 年 7 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していた当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 7 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主は連絡先等が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚のうち、照会を行い連絡の取れた複数の同僚については、社会保険事務所の記録では、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 7 月 1 日以前に同社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できるところ、いずれも同日以前の同社に勤務していた期間に厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶は無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
年記記録確認の通知が来て加入期間を確認したが、A社に勤務した期間のうち、B国での語学研修及び同社のB国本社において現地採用の形で勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間は、B国で社会保険料を支払っていた。さらに、日本での勤務再開に当たり、A社と厚生年金保険料の後払い分として給与から差引かれることに同意した（金額は思い出せない）ことを覚えていることなどから、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が海外での語学研修を行うに当たり、昭和 45 年 8 月 1 日付けで休職を発令している。休職の場合は、当社での身分は継続するが、給与支給が無いことから、給与から厚生年金保険料の控除はできない。」と回答している。

また、申立人のA社の雇用保険の被保険者記録は、昭和 46 年 11 月 30 日に一度資格を喪失し、48 年 1 月 1 日に再取得しており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

なお、昭和 48 年 1 月以降、申立人は、A社への復職に当たり、日本での厚生年金保険料支払いを継続するため、保険料の後払い分を給与から控除することに同意したと主張するが、同後払い分の厚生年金保険料控除の有無、保険料の実額は覚えていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年11月30日まで
② 昭和22年4月1日から23年3月31日まで
③ 昭和30年8月30日から31年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A校に代用教員として勤務していた申立期間①、B校に代用教員として勤務していた申立期間②、C社又はD社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書など証明できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

申立人がA校及びB校に代用教員として勤務したことは、E市教育委員会及びF市教育委員会から提出された履歴書などによって確認できる。

しかし、申立期間①及び②期間当時、教育事業は厚生年金保険法の適用事務所とならない業種であり、社会保険事務所においても、A校及びB校が申立期間当時、厚生年金保険適用事業所であった記録は無いため、いずれの学校においても厚生年金保険に加入することはできない。

2 申立期間③について

申立人が申立期間③当時、C社又はD社に勤務していたことは、元同僚2人及び元従業員5人の供述から推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、C社は昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている一方、D社は同年9月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから、当該期間のうち、31年4月1日から同年9月1日までは、C社及びD社い

ずれでも厚生年金保険に加入できない。

また、D社も既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社及びD社の事業主の所在が不明なため、申立人の当該期間に係る事業主による厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社及びD社の厚生年金保険被保険者名簿から、C社からD社に移籍した5人（いずれも申立期間の厚生年金保険の加入記録はない）を抽出し、当該期間当時の保険料控除の有無について照会したところ、回答のあった3人は「当該期間について、給料から保険料が控除されていたかどうか憶えていない。」と回答している。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い金額に訂正されているので、訂正前の正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している記録により、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 6 月 30 日以降の同年 7 月 16 日付けで、4 年 5 月から 5 年 5 月まで 53 万円から 30 万円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 5 年 7 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、「経営の悪化により厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所と滞納保険料の納付について相談した際、代表取締役の標準報酬月額を減額調整して、同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受けた。」としていることから、同社の代表取締役として標準報酬月額の減額について関与したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い金額に訂正されているので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管している記録により、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 7 月 31 日以降の同年 10 月 3 日付けで、3 年 8 月から 5 年 4 月まで 53 万円、同年 5 月から 12 年 6 月まで 17 万円がそれぞれ 9 万 2,000 円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 12 年 10 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管していた同社に係る滞納処分票の記録から、同社は平成 10 年ごろから厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮していたことが確認できる。また同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の取締役は、申立人が同社における社会保険の事務手を担当していたとしており、このような状況から代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理が行われたとは考え難く、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと

主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 36 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した昭和30年ごろから36年ごろまでの期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、当該期間に同社へ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員の供述から、時期・期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和30年9月2日から同年9月10日までの期間、33年11月2日から34年9月10日までの期間及び35年5月1日から36年6月28日までの期間については、申立人は、A社とは別の事業所における厚生年金保険の加入記録があることから、これらの期間において、申立人がA社に勤務していたとは認められない。

また、A社で経理事務を担当していた者は、同社では、通常2か月間の見習期間の後に、厚生年金保険に加入させていたが、本人が希望しない場合には厚生年金保険に加入させないこともあり、加入していない社員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨供述している。

さらに、申立人は、申立人の兄も申立期間当時にA社に勤務していたと供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該兄は、昭和39年6月5日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間においては、当該兄も同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は、平成 8 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日より後の 9 年 4 月 10 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 26 万円が 9 万 2,000 円に遡及訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本並びに申立人及び同社の当時の従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、取締役として同社の社会保険事務手続及び経理事務に一定の責任を有していたと認められる。

また、申立人は、上記の遡及訂正処理については記憶が無いとしているものの、「A社は、申立期間当時、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所への対応は、すべて自分が行っていた。」と供述しており、上記従業員は、「平成 8 年 8 月ごろ、申立人から、社会保険料が払えないので、国民年金に切り替えるように説明された。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、社会保険事務手続及び経理事務の担当取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂

正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から31年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和26年7月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年7月1日に資格を喪失しているところ、申立人は、「B社からA社に名称が変わっただけで、両社は同じ会社であるのに、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無いのはおかしい。」と申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社の代表者並びにB社の上司及び同僚の氏名を記憶しているところ、同僚のうち一人は、「申立人が、B社で勤務していたことは覚えているが、その後、どこの会社で勤務していたかは知らない。」と供述しており、そのほかの者は、いずれも死亡・所在不明等により、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月ごろから 29 年 3 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業所に勤務した昭和 26 年 4 月ごろから 29 年 3 月ごろまでの期間について、加入の記録が無いとの回答があった。同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿により、申立人が、申立期間のうち、昭和 28 年 4 月 3 日から 29 年 8 月 14 日までの期間において、同社B事業所にアルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、アルバイトで雇用していた者に係る厚生年金保険の取扱いについては、当時の資料が残っていないので不明であると回答している。

また、申立人は、A社B事業所における複数の同僚を記憶しているものの、いずれも所在不明・死亡等のため、供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「自分は、昭和 27 年 10 月ごろにA社B事業所に臨時工として中途採用され、半年程たってから、本採用になった。厚生年金保険には、本採用者以外は加入させていなかったと思う。臨時工だったときは、給与から保険料が控除されることはなかった。アルバイトは本採用ではなく、臨時工のようなところがあった。」と供述している。そして、このことは、当該従業員の資格取得日が、その入社時期から半年程度後の日付で記録されていることとも符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 9 月 30 日より後の同年 11 月 22 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び複数の従業員の供述から、申立人は、A社の経理担当取締役であったと認められるところ、申立人は、「当時、厚生年金保険料等の滞納があった。社会保険事務所の職員から、さかのぼって標準報酬月額を引き下げることについて提案され、ほかの債権者のこともあり、応諾せざるを得なかった。手続上の印鑑は、代表者の承認の上で押した。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の経理担当取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 3 月 25 日まで

A社で代表取締役として勤務した期間のうち、平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 3 月 25 日までの期間に係る標準報酬月額が、給与よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を実際に支給されていた給与に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 41 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、上記の減額処理について、「社会保険料の滞納があった。社会保険事務所の職員から、社会保険からの脱退と滞納保険料の整理を提案され、迷惑をかけられないので、書類に記入し手続を行った。」と回答していることから、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役として勤務していたが、遡及訂正に関する届出^{そきゅう}を行った記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録や同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社は、平成 6 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 12 月 5 日に 5 年 5 月から 6 年 10 月までさかのぼって 34 万円が 8 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険の手続について税理士に依頼し、税理士が作成した書類に従って、小切手で社会保険事務所へ納付していたとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、社会保険料の支払いを滞納していたことを認めており、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった際の手続については、社会保険事務所から呼出しを受け、社会保険事務所の職員が提示した書類に自らが押印したと供述している。当該書類が自身の標準報酬月額の遡及訂正に係る届出書であったかどうかは記憶に無いとしているが、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月10日から30年10月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主は、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことを確認できる人事記録等の資料を保存していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないと回答している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員及び申立人が記憶している同僚に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱い等について照会したものの、申立人のことを記憶している従業員等はいなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月10日から同年8月1日までは厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 44 年 12 月 31 日まで
② 昭和 46 年 2 月 5 日から同年 3 月 28 日まで
③ 昭和 47 年 4 月 3 日から同年 12 月 29 日まで

60 歳の時、年金の受給手続をした際に脱退手当金を受給している記録があることを知った。A社及びB社会保険事務所では厚生年金保険に加入していることを知らなかったし、退職後も仕事は続けるつもりでいたので、厚生年金保険を脱退することはあり得ない。C社、A社及びB社会保険事務所の被保険者期間を厚生年金保険の受給期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和48年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したため番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、昭和61年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 12 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所からA社及びB社の厚生年金保険については、脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。私はC社の退職時には脱退手当金を受給したが、B社の退職時には受給しないと決め、手続もしていない。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 3 月 22 日を処理日として、6 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 28 日までの期間について、41 万円から 11 万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成 7 年 3 月 22 日の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、経理及び社会保険事務は自分が行っていたこと並びに代表者印は自分が保管しており、自分以外は使えなかったと供述している。さらに、申立人から提出された、申立期間に係る被保険者標準報酬決定通知書（取消）等の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に係る書類において、社会保険事務所の受付印の年月日が平成 7 年 3 月 22 日付けとなっていることから、社会保険庁のオンライン記録どおりの届出が行われたことが確認できる。このことから、申立人は、A社における厚生年金保険関係事務に関与していたものと認められ、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

加えて、申立人は、申立てに係る標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に係る書類をA社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所が作成したのでは

ないかと供述しているが、当該社会保険労務士事務所は、申立期間当時は同社との顧問契約を既に解除しており、当該申立てに係る手続及び書類の作成は行っていないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として厚生年金保険関係事務に関与し、自らの標準報酬月額を減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 12 日から 55 年 9 月 16 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社のB支店に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の上司及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間においても同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の上司等は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況についてまでは分からないと供述しているほか、同僚の一人は、社会保険関係の事務手続等については、申立人が最初の長期海外赴任者であったことなどもあり、当時の社会保険事務担当者が不慣れな状態であるまま手続等を行ってしまったのではないかと供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、昭和54年12月18日に、申立人の健康保険証を返納した旨の記載があることから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったことがうかがえる。

さらに、上述の被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、当時の社会保険事務担当者は、申立期間当時の記憶は無いと供述しているほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月29日から23年4月10日まで
社会保険事務所に船員保険の加入期間を照会したところ、申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。船舶Aに乗船していた事実が確認できる船員手帳を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及びB年鑑から、申立人が申立期間において船舶Aに乗船し、同船の船舶所有者（事業主）と雇用関係にあったことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人所持の船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

また、社会保険事務所の記録から、船舶Aが申立期間において船員保険の適用船舶であった事実や同船の船長及び一緒に乗船していたとする同僚が、申立期間において船員保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、申立人の船員手帳の給料欄には、歩合としか記載されておらず、乗船時には給料が決定されていなかったと考えられ、申立期間に係る船員保険料が給与から控除されたとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から24年1月6日まで
② 昭和24年5月1日から26年10月1日まで
③ 昭和27年1月7日から34年5月7日まで

平成15年ごろ、市の年金相談で自分の年金記録を調べてもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い上、会社からは脱退手当金に関する説明は受けていないので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年5月の前後2年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことが推認される表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和34年8月27日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえな。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから 39 年 9 月ごろまで
② 昭和 39 年 10 月ごろから 43 年 10 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。両社には間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録は無い。

また、A社における代表取締役等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚等の氏名を6名記憶しているものの、連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①当時における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等についても確認できない

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和 46 年 7 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認

することができない。

また、申立人はB社において一緒に勤務していたと記憶している同僚7名については、そのうち2名は死亡しており、他の3名は社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、連絡の取れた2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

さらに、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた8名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年8月から11年3月までの期間については20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった11年4月1日以降の同年8月5日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、10年8月から11年3月までの期間については9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「自分や取締役で社会保険事務担当である妻は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きや標準報酬月額変更の届出も行っていない。」と供述している。

一方、A社の社会保険の手続きを担当していた社会保険労務士は、「同社の経営状況が厳しくなり委託解除となったので、平成11年4月1日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きを自分も行っていない。」とし、同社の従業員は、「同社の取締役である申立人の妻が社会保険関係の事務手続を

担当していた。」と供述している。

また、申立人は、「A社は多額の借入金の返済が経営を圧迫していた。社会保険の手続きは社会保険労務士に委託していたが、社内では同社取締役であった妻が社会保険の手続きを担当していた。申立期間当時、同社には社会保険料の滞納があり、平成11年9月24日に社会保険事務所へ行き滞納保険料を5万円か6万円支払った。同時期に社会保険事務所へ3度出向いたが、何をしてきたかは記憶に無い。」と申立人自身が社会保険事務所へ何度も出向いたことを供述していることから、同社の代表取締役である申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身等の標準報酬月額の減額に関与していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として上記標準報酬月額減額に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年8月から11年3月までは16万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月1日以降の同年8月5日に、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、10年8月から11年3月まで9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「代表取締役である夫や自分は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きや標準報酬月額変更の届出も行っていない。」と供述している

一方、A社の社会保険の手続きを担当していた社会保険労務士は、「同社の経営状況が厳しくなり委託解除となったので、平成11年4月に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続きを自分には行ってない。」とし、同社の従業員は、「申立人が社会保険関係の事務手続きを担当していた。」と供述している。

また、申立人は、「A社は多額の借入金の返済が経営を圧迫していた。社会保険の手続きは社会保険労務士に委託していたが、社内では自分が社会保険の手続きを担当していた。申立期間当時、社会保険料の滞納額は36万円位であった。代表取締役である夫が社会保険事務所へ行き延滞金を支払った。当該延滞金の領収書6枚を保持しており、合計金額は6万2,800円である。」と申立人は、自ら社会保険事務を担当していたと供述していることから、A社の代表取締役である夫及び取締役である申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身等の標準報酬月額の減額に関与していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び社会保険担当者として、自身等の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 15 日から 47 年 2 月 25 日まで
② 昭和 47 年 3 月 10 日から同年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は、申立期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録は無い。

また、A社における代表取締役等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①及び②当時における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚等の氏名を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間①及び②当時における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。

加えて、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は、申立期間も含めて無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 2 月 1 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録から平成 15 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、当時の事業主は死亡していること、及び同社の回答では当時の従業員に関する資料等を保管していないとしていること等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた上司及び同僚を 9 名記憶しているところ、連絡の取れた 3 名のうち上司である 1 名は申立人のことは記憶に無く、同僚のうち 1 名は、「自分は申立人と同じく昭和 15 年 4 月に入社し、16 年 4 月から工業学校に入学したので、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、工業学校在学中は厚生年金保険の対象外だったと思うので、申立人は厚生年金保険に加入していないし、厚生年金保険料の控除もなかったと思う。」とし、他の 1 名は、「申立人のことは記憶にあるが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

さらに、上記上司及び同僚のうち、申立人は一緒に工業学校に入学した 7 名の同僚を記憶しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で

確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同日の昭和18年2月1日であることが確認できる。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同じく昭和18年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員のうち連絡の取れた3名は、「申立人のことは記憶に無いものの、自分は15年4月に入社し、16年4月から19年2月まで工業学校に在学していた。」と供述している。

これらのことから、A社においては、従業員の厚生年金保険（申立期間当時は労働者年金）の被保険者資格取得手続きに当たり、採用後一定期間経過後に行うという取扱いがあったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 15 日から 53 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も勤務していたと申し立てているが、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認できないと回答している。

また、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 22 名に照会したところ、14 名から回答があり、そのうち、13 名は申立人のことを記憶していなかった。残りの 1 名（後に社会保険事務を担当）は、申立人が申立期間当時勤務していたことを覚えており、上記被保険者名簿において昭和 52 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、「自分は、52 年 10 月 17 日に入社した。A社では、申立期間当時、新入社員については、入社当初は厚生年金保険に加入させておらず、一定期間経過後に勤務実績等を考慮して同保険に加入させていたものと思われる。」旨供述している。

このことは、上記回答があった従業員 14 名のうち 5 名について、その供述内容及び社会保険事務所の記録により、入社後約 2 か月から 2 年 2 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められることから

裏付けられる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 9 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社に勤務していたが、厚生年金保険は親会社のB社で加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書により、申立人が昭和 32 年 5 月 9 日以降同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時における従業員の厚生年金保険の加入状況に係る資料を保存しておらず、申立人の保険料控除については確認できないとしながらも、当時は、入社後数か月間の試用期間が経過してからB社において厚生年金保険に加入させており、この数か月間は保険料を控除していないと回答している。

また、A社の資料（昭和 32 年 5 月 9 日付け辞令）により、申立人の入社当初には試用期間があったことが確認できる。そして、同資料により、申立人と同期入社であると認められる従業員 11 名のうち、所在が判明した 8 名に照会したところ、回答があった 7 名のうち 5 名は、申立期間に厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。そのうちの 1 名は、「A社に入社した後の研修で給与担当者が、試用期間中は正社員ではないので、厚生年金保険には加入せず、保険料も控除しないと説明していた。」と供述している上、同人が保有する申立期間の給与支給明細書によれば、申立期間において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記従業員 11 名は、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被

保険者名簿により、全員が昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人も入社後数か月が経過した昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入する旨の手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 8 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社では、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は保存されておらず、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名に照会したところ、5名から回答があり、全員申立人のことは記憶が無いとしている。

さらに、上記回答があった従業員5名のうち4名について、その供述内容及び社会保険事務所の記録により、入社後約4か月から7か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。このため、A社では、入社後相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 5 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 30 日から 46 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。同社には、工員として昭和 38 年 5 月 5 日から 46 年 7 月まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から、期間は明確ではないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 39 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は、昭和 49 年に既に解散している上、当時の事業主の所在が不明であり、申立期間①に係る申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人の記憶している上司・同僚 6 名のうち、連絡の取れた 1 名は、申立期間の保険料控除について記憶が無く、保険料控除を示す資料も有していないと供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた従業員のうち、6 名と連絡が取れたものの、4 名が、39 年 10 月以前から勤務していたが、申立期間の保険料控除については記憶が無く、保険料控除を示す資料も有していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与

からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、同僚の供述から、期間は明確ではないものの、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和42年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。

また、A社は、昭和49年に既に解散している上、当時の事業主の所在が不明であり、申立期間②に係る申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人の記憶している上司・同僚6名のうち、連絡の取れた1名は、同人は昭和41年10月30日に退職したと供述しており、申立期間②に係る申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が資格喪失した日（昭和41年12月30日）から同社が適用事業所でなくなった日（42年1月31日）までの期間に厚生年金保険の被保険者であった従業員は、事業主のほかに1名しかおらず、当該1名は、申立期間②に係る申立人の勤務状況、保険料控除については不明であると供述している。そのほか、39年10月1日から41年8月1日まで同社において厚生年金保険の加入記録があり、44年ごろ同社に再入社したと供述する従業員は、再入社後の保険料控除については記憶が無く、保険料控除を示す資料も有していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月ごろから同年 11 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 4 年 7 月ごろから勤務し、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の「申立人を記憶している」との供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないが、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人は、A社の同僚等を記憶しておらず、同社は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が厚生年金保険被保険者として勤務していたことが確認できなかった。

また、従業員の一人は、「A社は、給与及び試用期間の取扱いが従業員により不統一であり、申立人のように短期の勤務の場合には厚生年金保険に加入させないこともあった」とし、他の従業員は、「申立人のような事務職は、入社後、何か月かの研修があり、すぐには厚生年金保険の加入は無いと聞いたことがある」と供述している。

また、申立人の申立期間の雇用保険の加入記録が無い上、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、昭和 46 年 6 月 20 日に資格を取得し、平成 4 年

12月2日に資格を喪失しており、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 8 月 31 日から 40 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 22 年 9 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の業務内容等に係る申立人の具体的な供述及び同社の同僚の「申立人は同社に在籍していた」との供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないが、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は、既に死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 10 月 1 日であり、当時、同社に在籍していたとされる約 100 人の従業員のうち、7 人のみが同年 10 月 2 日付けで厚生年金保険の資格を取得しており、その後、26 年 2 月 1 日付けで 3 人が、32 年 5 月 7 日付けで 1 人が、それぞれ資格を取得し、39 年 8 月 1 日付けで申立人及び事業主を含む 90 人が資格を取得していることが確認できる。これについて、同社の元専務取締役は、「当初、保険料負担を抑えるため、一部の従業員のみしか厚生年金保険に加入さ

せておらず、大多数の従業員は未加入であった」旨供述している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人がA社に勤務していたとする昭和38年2月11日付けで、自身の会社であるB社を設立していたことが同社の登記簿謄本及び申立人の供述から確認できる。

また、申立人は、「B社の健康保険が適用される前は、しばらくはA社の健康保険を任意継続した」旨供述しているが、当時、申立人は任意継続の要件を満たしていない上、これを確認する資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から同年 11 月 19 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役及び従業員として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 11 月 19 日の後の 10 年 1 月 7 日付けで、9 年 6 月から同年 10 月までの期間は 59 万円が 30 万円にさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、A社の健康保険及び厚生年金保険の事務手続を申立人の妻に委任していた」旨供述している上、代表取締役辞任後も一人で同社の経営を行っていた申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の経営者として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月ごろから 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月ごろから 38 年 1 月ごろまで
③ 昭和 38 年 6 月 10 日から 42 年 7 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び③並びにB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の代表者は所在不明であり、また、申立人が記憶している同社の同僚一人は既に死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、既に死亡し、又は所在不明であるため、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当時、健康保険証を受け取った記憶が無い」と供述している。

申立期間②については、B社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人が記憶している複数の同僚に照会したが、既に死亡し、又は

回答が得られないため、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当時、健康保険証を受け取った記憶が無い」と供述している。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できる期間は昭和34年2月1日から38年6月10日までの期間であり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の勤務実態及び申立期間③の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、既に死亡し、又は所在不明であるため、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

さらに、申立人は、「当時、健康保険証を受け取った記憶が無い」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員カード早見一覧表の記録から、申立人は、申立期間のうちの一部について同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和 56 年分所得税の確定申告書(一般用)により、A社に勤務した期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の社員カード早見一覧表に記録されている従業員 17 名について、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録を確認したところ、このうち 15 名は、入社日から被保険者資格を取得するまでに 1 か月から 4 か月の期間を要していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を基に同社の元従業員に照会したところ、5 名から回答があり、そのうち 2 名は申立人を記憶していたが、申立人の厚生年金保険料の控除については不明とのことであった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年7月1日まで
A社B事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社B事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先を把握できず、また、複数の従業員が社会保険事務担当者として名前を挙げている3名についても、2名は死亡しており、残る1名からは回答が得られないことから、これらの者から、申立人の厚生年金保険の取扱い等について供述を得ることができない。

また、A社の親会社であるC社に照会したところ、申立人が現地採用の従業員であった可能性があるとの回答があったが、C社は、これらの者に係る申立期間当時の資料は保存していないことを理由に、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等については不明と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を基に同社の元従業員に照会し、40名から回答を得たところ、このうち14名の照会回答結果から、同社では、入社日から被保険者資格を取得するまでに相当期間（1か月から7か月程度）を要していることが認められる。なお、上記の回答者のうちの1名は、「申立人が同社のホテルに勤務していたことを記憶しているが、1年間も在籍していなかったのではないか。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る「健康保険証の番号」に欠番は無く、社会保険事務所の記

録管理に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 24 日から同年 12 月 21 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に厚生年金保険の被保険者として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社及び同社の社会保険事務担当者は、同社で保管する被保険者台帳に申立人の資格取得年月日が昭和 43 年 12 月 21 日と記載されているのであれば、この日が申立人の入社日であり、厚生年金保険の資格取得日であると考えられるとしており、厚生年金保険の資格取得日より前に当該保険料を給与から控除していないと供述している。

また、A社が保管している被保険者台帳に記載の従業員 22 名のうち申立人を含む 21 名の厚生年金保険の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる（残り 1 名は同月内で 3 日間相違）。

さらに、A社が保管している被保険者台帳に記載された複数の従業員に照会し 3 名から回答を得たところ、3 名全員が入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しているとしている。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚に照会したが、申立人の入社時期及び厚生年金保険料の控除については不明とのことであった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A協会（勤務期間当時は任意団体、現在は財団法人A協会）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A協会には昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 28 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、財団法人A協会から交付を受けたとする「B」（同協会の常務理事名で発出された平成 20 年 7 月 25 日付けの文書）が提出されており、当該文書には、申立人が申立期間にA協会に勤務していたこと、厚生年金保険料を給与から控除していたこと、及び厚生年金保険等の届出事務を誤った旨が記載されている。

しかしながら、財団法人A協会に申立期間当時の資料の提出を求めたところ、申立人に係る人事記録、賃金台帳、給与明細書、厚生年金保険加入に係る届書の控え等の資料は既に処分されているとの回答があり、当該文書の記載内容が、客観的な資料に基づいて作成されたものであるとは認められない。

また、財団法人A協会の担当者は、当該文書に記載した内容のうち、申立人が勤務していたことについては、申立期間当時の事務局長であった同協会の副会長に、その親族を通じて間接的に確認した旨を供述している。

一方、当該副会長は、直接聴取を行うことが困難な状況であり、当委員会からの文書照会に対して同人の妻は、「確かな記録が手元に無いがそのころだと思う。」と、申立期間における勤務を肯定する回答をしているものの、当該回答が、申立人の入社及び退社の日に関する副会長の明確な記憶に基づいて行わ

れたものであるのかどうかを判断することができない。

さらに、財団法人A協会が保管する、当該文書の発行に関する意思決定の経緯を示す原議書の記載内容から、申立人からの問い合わせに対し当時の書類等で確認はできないものの、いったんは勤務期間のみについて記載した文書を発行したが、申立人から新たに保険料の徴収等についても記載してほしい旨の要望があったことから、改めて申立人の要望を付加した冒頭の文書を作成、発行することとした経緯が確認できる。

以上のことから、当該文書の記載内容については信憑^{びよう}性が乏しいと判断せざるを得ず、これに基づいて申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA協会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同協会^で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会し、そのうち一人から申立人が同協会に在籍していたことを記憶している旨の供述が得られたものの、当該供述内容からは申立人が申立期間を通じて同協会に勤務していたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。